環境の概況

令和７年度版

川　　西　　市

目　　次

※環境の概況（令和7年度版）より、第2章及び第3章の構成を変更しています。

第１章　川西市の概要

第１節　位置及び地勢

本市は、兵庫県の南東部に位置し、東は池田市と箕面市、西は宝塚市と猪名川町、南は伊丹市、北は能勢町と豊能町に隣接しています。市域は、東西 6.5km、南北 15.0km、面積 53.44km²です。東西に狭く、南北に細長い「タツノオトシゴ」に似た形状をしています。

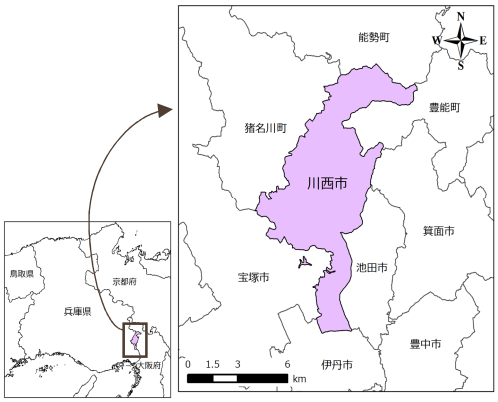

【図 1-1　川西市の位置】

北エリアは、山地が形成され、「にほんの里 100 選」に選ばれている黒川地区の里山や市指定の天然記念物であるエドヒガン群落、台場クヌギ※群落があります。中エリアは、多田･山下の 2 つの盆地とそれを取り巻く丘陵地が形成され、ニュータウンや、多田神社をはじめとする社寺林、笹部や赤松の棚田があります。南部は、段丘面と低地からなる平野が形成され、商業施設などが集積した中心市街地があります。

また、猪名川が市域を南北に貫くように流れており、支流である一庫大路次川の清流や「日本のダム湖百選」に選ばれた知明湖（一庫ダム）、川西北小学校前の水路など、水辺の環境も充実しています。

さらに、JR 宝塚線、阪急電鉄宝塚線、能勢電鉄といった鉄道路線、阪神高速道路大阪池田線、中国縦貫自動車道、新名神高速道路といった高速道路、国道 173 号や国道 176 号が市内をつなぐほか、バス路線が、鉄道各線の主な駅と市内のニュータウンを結んでおり、交通路線も充実しています。

※台場クヌギ

古くから炭焼きなどに利用されてきたクヌギのこと。通常のクヌギの木と比べると寸詰まりで幹が異様に太い独特な樹形をしている。これは伐採時にある程度の高さの切り株を残し、切り口の周囲から発芽した新芽（ヒコバエ）を数年後にまた伐採するというサイクルを繰り返すことで形成される。

【表 1-1　川西市の地勢】

市役所 所在地	位　置 緯経度	広ぼう(km) 東西	 南北	海抜(m) 最高	 最低	面積(km²)
中央町12番1号	北緯　34°49′37″ 東経 135°25′12″	6.5	15.0	660.1	15.0	53.44

第２節　気候

本市の気候は比較的温暖で、夏から秋にかけては梅雨と台風の影響を受け、降水量が多くなります。令和2年度･3年度は、指令システム更新事業に伴い、未測定のためデータがございません。

【表 1-2　本市の気象の状況】

区分	気温（℃）			降水量	平均湿度
	最高	最低	平均	（㎜）	（%）
平成 30 年	39.8	△4.6	16.3	1,883.5	71.0
令和元年	38.3	△2.2	16.5	1,099.0	70.7
令和 2 年	-	-	-	-	-
令和 3 年	-	-	-	-	-
令和 4 年	39.3	△3.9	16.2	1181.0	68.7
令和 5 年	39.0	△4.6	16.7	1374.5	70.2
令和 6 年	38. 6	△2.9	17. 3	1486. 0	70. 8

第３節　土地（都市計画用途地域の割合）

本市の市街化区域は2,258haで、その用途地域の割合は表1－3のとおりです。また、市街化調整区域は3,086haで、全体の約58%を占めています。

【表 1-3　川西市の都市計画用と地域の現況】

（令和4年度末現在）

区分	面積（ha）	構成比（%）
都市計画区域	5,344	100.0
市街化区域	2,258	42.3
市街化調整区域	3,086	57.7

用途地域	面積（ha）	構成比（%）
第一種低層住居専用地域	1,130	50.0
第二種低層住居専用地域	11	0.5
第一種中高層住居専用地域	170	7.5
第二種中高層住居専用地域	244	10.8
第一種住居地域	188	8.3
第二種住居地域	180	8.0
準住居地域	9.2	0.4
田園住居地域	-	-
近隣商業地域	98	4.4
商業地域	18	0.8
準工業地域	100	4.4
工業地域	110	4.9
工業専用地域	-	-
合計	2,258	100

第４節　人口及び世帯数

【表 1-4　川西市の人口の推移】

年　次	世帯数	人口	備　　考
平成24年	61,176	156,095	9月末の推計人口
平成25年	61,847	156,056	9月末の推計人口
平成26年	62,287	155,881	9月末の推計人口
平成27年	62,751	155,507	9月末の推計人口
平成28年	62,991	155,839	9月末の推計人口
平成29年	63,252	155,206	9月末の推計人口
平成30年	63,435	154,315	9月末の推計人口
令和元年	63,782	153,597	9月末の推計人口
令和2年	63,992	152,483	9月末の推計人口
令和3年	63,768	151,796	9月末の推計人口
令和4年	64,273	151,091	9月末の推計人口
令和5年	64,555	150,085	9月末の推計人口
令和6年	64,737	148,952	9月末の推計人口

本市統計要覧より

第５節　その他

１．市章

川西を図案化したもので、中央の「川」は川西の「川」と市内を流れる猪名川を兼ねて表しています。全体の円形は「西」を丸くしたもので、平和と円満を表しています。

川西市の市章

２．市花

昭和43年1月に兵庫県緑化推進委員会川西支部が、市民の投票を受け「りんどう」に決定しました。昔川西をひらいた源氏が旗印にササリンドウを使用していたので、市花として最適であるという意見が多かったことによるものです。

市花（りんどう）

３．市木

昭和43年1月に兵庫県緑化推進委員会川西支部が、市民の投票を受け「さくら」に決定しました。市内の名所旧跡に多く咲き、春の野山を彩って市民を楽しませる桜が選ばれました。

市木（さくら）

４．シンボル・キャラクター

川西オリジナルのキャラクターとして、平成20年に公募により誕生しました。キャラクター・イメージの金太郎は、源頼光の家臣坂田金時がモデルとされ、本市に金時のお墓があります。

きんたくん

第２章　川西市の環境行政施策

第１節　組織及び事務分掌

本市における主要な環境関連施策は、令和5年度より組織4部5課で行っております。各部課における事業概要はそれぞれ下図のとおりです。

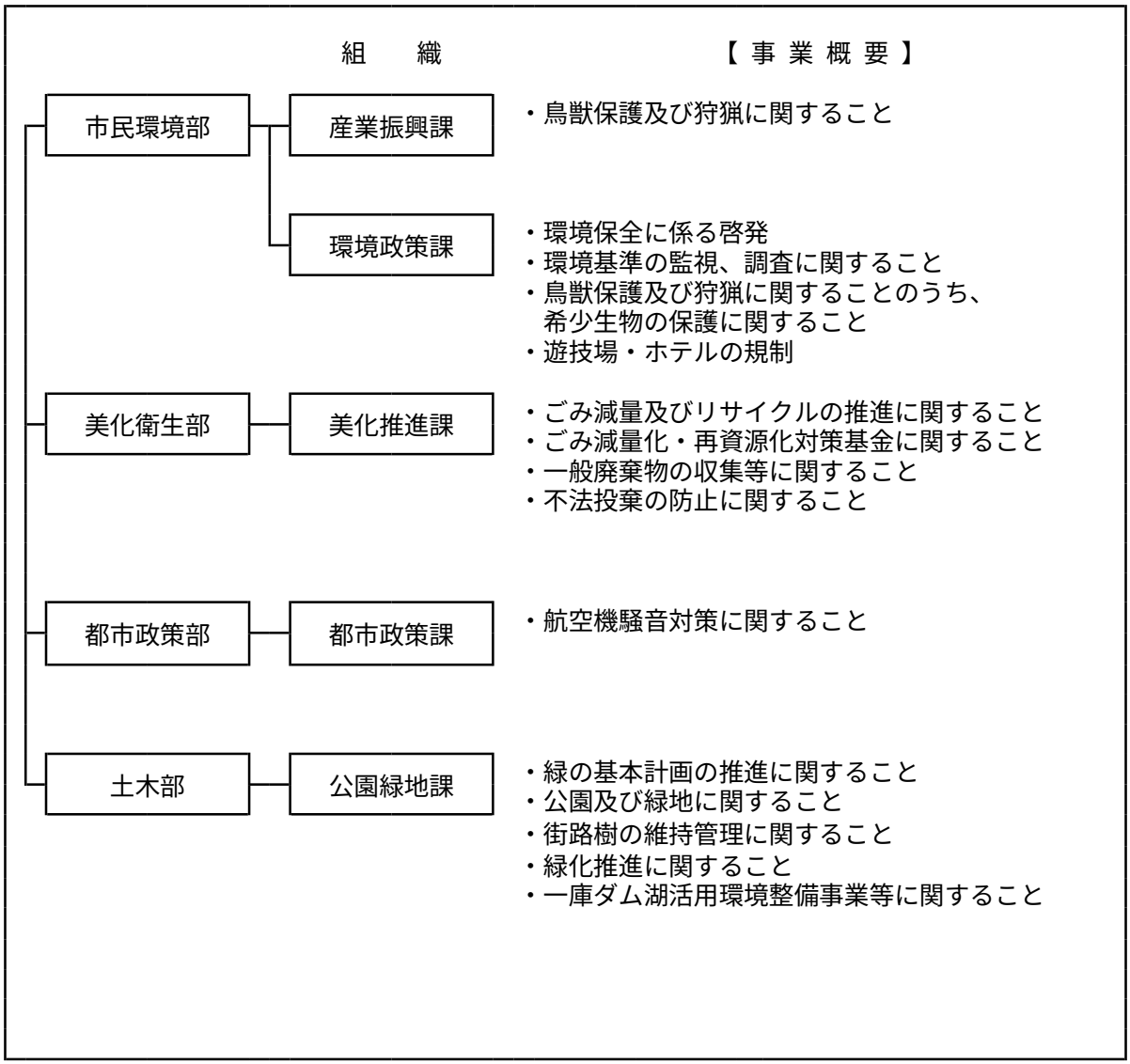

【図 2-1　環境関連施策事業概要（令和 7 年 3 月 31 日時点】

第２節　審議会

１．環境（保全）審議会

本市では、市長の諮問に応じ、環境基本計画に関すること、環境の保全と創造に関する重要事項を調査審議する等のために、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく、環境審議会を設置しています。審議会の定員は、環境基本条例で20人以内と規定されておりますが、令和7年3月現在の構成は、学識者5名、市民3名、関係行政機関の職員1名の計9名となっています。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。

【表 2-1　環境審議会開催状況】

年　度	開　催　日	議　題　等
平成26年度	平成26年12月22日	生物多様性ふるさと川西戦略案について審議
平成27年度	平成27年6月8日	川西市環境基本計画の改定について（諮問）
	平成27年12月3日	①環境に関する意識調査の方法等について検討 ②生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会の設置について
平成28年度	平成28年4月25日	①意識調査の結果報告 ②川西市環境基本計画改定の骨子の検討
	平成28年7月25日	第2次川西市環境基本計画素案（第1章～第3章）の審議
	平成28年10月6日	第2次川西市環境基本計画素案（第4章）の審議
	平成28年12月1日	①第2次川西市環境基本計画素案（第5章）の審議 ②答申に向けた最終の審議
	平成29年1月10日	川西市環境基本計画の改定について（答申）
平成29年度	平成29年11月13日	①第2次環境基本計画の進行管理と今後の方向性について ②生物多様性ふるさと川西戦略の推進について
平成30年度	平成30年8月3日	①第2次環境基本計画の進行管理について ②生物多様性ふるさと川西戦略の推進について ③第2次環境基本計画の今後の方向性について
令和元年度	令和元年11月22日	①第2次環境基本計画の進行管理について ②生物多様性ふるさと川西戦略の推進について ③第2次環境基本計画の今後の方向性について
令和3年度	令和4年2月7日	①第２次川西市環境基本計画の進行管理について ②生物多様性ふるさと川西戦略の推進について ③第３次川西市環境基本計画の策定等について
令和4年度	令和4年6月27日	①第２次川西市環境基本計画の総括について ②第３次川西市環境基本計画の策定について
	令和4年12月19日	①本市における温室効果ガス排出量の算出方法について ②生物多様性ふるさと川西戦略の改訂について ③川西市環境基本計画と生物多様性ふるさと川西戦略のアンケート調査について

年　度	開　催　日	議　題　等
令和5年度	令和5年7月5日	①生物多様性ふるさと川西戦略の改訂について ②環境の概況（令和4年度）について ③第3次川西市環境基本計画策定等について
	令和5年10月5日	①環境の概況（令和５年度）について ②第3次川西市環境基本計画の答申について ③生物多様性ふるさと川西戦略（改訂版）の答申について
令和6年度	令和6年9月20日	①第1回　生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会（川西市環境審議会部会）について報告 ②環境の概況(令和6年度)について ③第2次川西市環境基本計画について(進行管理表の報告) ④川西市環境率先行動計画について ⑤第3次川西市環境基本計画について
	令和7年3月24日	①第2回　生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会（川西市環境審議会部会）について報告 ②川西市環境基本計画について ③川西市環境率先行動計画推進本部会議について報告

２．生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会

本市では、川西市環境審議会規則（平成18年規則第44号）第4条の規定に基づき、専門部会を必要に応じて設置しています。審議会の定員は、20人以内と規定されています。

【表 2-2　生物多様性専門部会開催状況】

年　度	開　催　日	議　題　等
平成29年度	平成29年4月13日	①生物多様性ふるさと川西戦略の現状と課題 ②生物多様性ふるさと川西戦略推進に係る今年度の方向性
令和4年度	令和4年5月16日	①生物多様性ふるさと川西戦略の令和３年度計画進捗状況について ②生物多様性ふるさと川西戦略の推進について ③生物多様性ふるさと川西戦略の計画改訂について
	令和4年11月11日	①「生物多様性ふるさと川西戦略」第１期計画の総括について ②「生物多様性ふるさと川西戦略」の計画改訂概要及び今後のスケジュールについて ③「生物多様性ふるさと川西戦略」の計画改訂内容について ④「生物多様性ふるさと川西戦略」のアンケート調査の実施について
令和5年度	令和5年5月19日	①令和４年度　環境に関する意識調査結果について ②「生物多様性ふるさと川西戦略」の計画改訂について ③「生物多様性ふるさと川西戦略」利用の地図情報の更新等について
	令和5年8月3日	①「生物多様性ふるさと川西戦略」の改訂について
令和6年度	令和6年8月19日	①「生物多様性ふるさと川西戦略進捗状況調査(令和５年度)」について
	令和7年1月14日	①令和７年度に向けた生物多様性ふるさと川西戦略の方向性等について ②舎羅林山地区開発、市南部物流センター建設における環境アセスメントについて ③出在家町(川西北小学校横)キセラ川西の市街地水路の水生生物群の保存のための啓発について ④委員会の開催計画について

第３節　環境基本条例

環境基本条例は、本市における環境の保全と創造について、基本理念と施策の基本となる事項を明らかにし、その実施を図るための各種環境施策を総合的かつ体系的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる、良好な地域環境の保全と創造、ならびに地球環境の保全に貢献することを目的とします。この条例は、環境の保全と創造に関する基本的な考え方や施策の方向性を位置づけ、具体的な計画や施策のあり方を決めていくための指針として役立てていくためのものです。そのため、この環境基本条例は理念条例と位置づけられます。したがって、具体的な施策については、環境基本条例の基本理念に基づいて、関係者が連携を計りながら、環境基本計画や個別の条例によって取り組むこととなります。

１．環境の保全と創造に関する基本理念

川西市民が、将来にわたっても健全で豊かな自然環境･文化環境を享受できるようにしていくために、今ある環境を守り育てていくとともに、積極的に豊かな環境を整えていくことが必要です。そのために、市、市民及び事業者による協働の取組が求められています。

したがって、環境の保全と創造に関する基本理念を次のものとします。

(1)　環境の保全と創造に関する取組は、市、市民及び事業者など、すべての主体の参画と協働のもとに推進されるべきこと。

(2)　猪名川や北部山間地域を含む多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図るべきこと。

(3)　すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる静かでやさしく、暮らしやすい良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくべきこと。

(4)　地域における歴史的･文化的環境の保全に配慮し、次世代へ継承すべきこと。

(5)　環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会の実現をめざし、もって地球環境の保全に貢献すべきこと。

２．市、市民及び事業者の責務

川西市の地域環境は、川西市のすべての人たちが積極的に係わり、協働して取り組んでいくことで、良好な状態を保ち、また改善への成果を挙げることができます。そして、その取組がもたらした地域環境を未来の川西市民に引き継いでいく責任を私たち一人ひとりが有しています。

とりわけ、今残されている多様な自然生態系への配慮、循環型社会形成にむけたライフスタイルのあり方、人類共通の課題である地球環境問題に、川西市民として自主的、積極的に参画、協働して以下の事項に取り組んでいく必要があります。

(1) 市の責務

①　市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならないこと。

② 市は、自ら行う事業の実施に当たっては、環境の保全と創造に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならないこと。
③ 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的に調整し、推進するため、必要な体制を整備しなければならないこと。
④ 市は、環境の保全と創造のため、必要に応じ、国及び他の地方公共団体と連携して取組を行うよう努めなければならないこと。

（2）市民の責務

地球温暖化や資源の問題など、市民の日常活動に関連して起きている環境負荷は、産業界によるものと同じレベルにあるといわれています。日常生活で、省エネや省資源に努めることのできるようライフスタイルを変換していくことはとても意義のあることになります。

① 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めること。
② 市民は、廃棄物の発生抑制などを進めるとともに、資源、エネルギーなどの有効利用を図ること。
③ 市民は、自ら環境の保全と創造に努めるとともに、市が行う環境施策に積極的に参画し、協力するよう努めること。
④ 市民は、その日常生活が地球環境の保全と密接に関係することを認識し、市民が相互に、または市及び事業者と協働して地球環境の保全のための活動に取り組むよう努めること。

（3）事業者の責務

事業者は、事業活動のすべてにおいて、環境負荷の低減、環境の保全と創造に配慮する必要があります。環境問題への対応において、法的な規制･基準を守ることは最低限の遵守事項として位置づけられます。それ以上に、みずからの事業活動の環境負荷の大きさを総合的に判断し、自発的な環境負荷の低減を行うことが求められています。

① 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、これに伴う公害の防止、環境への負荷の低減、その他の環境の保全と創造に資するために必要な措置を講じなければならないこと。
② 事業者は、廃棄物の発生抑制などを進めるとともに、資源、エネルギーなどの有効利用を図ることにより、環境への負荷の低減に努めなければならないこと。
③ 事業者は、その事業活動に関し、市が行う環境施策に積極的に参画し、協力するよう努めなければならないこと。
④ 事業者は、その事業活動が地球環境の保全と密接に関係することを認識し、市及び市民と協働して地球環境の保全のための活動に取り組むよう努めなければならないこと。

３．環境の保全と創造に関する基本方針

環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければなりません。

(1) 河川、森林などの自然環境を適正に保全し、人と自然との共生を図ること。
(2) 公害を防ぎ、大気、水、土壌などを良好な状態に保持することにより、良好な生活環境を保全すること。
(3) 地域の特性を活かした良好な都市景観の形成、歴史的･文化的環境の保全と活用などにより、快適な都市環境を創造すること。
(4) 廃棄物の発生･エネルギーの消費を抑制し、環境の保全と創造を図ることにより、地球環境の保全を推進すること。

第４節　第３次川西市環境基本計画

本市の環境基本計画は、環境基本条例第３条の基本理念にのっとり、環境施策を総合的･計画的に推進するために策定されています。「第３次川西市環境基本計画」は、平成27(2017)年度に策定した「第２次川西市環境基本計画」の基本的な考え方と取組みを継承しつつ、令和４(2022)年８月１日にゼロカーボンシティ宣言を行った本市において、地球温暖化対策やゼロカーボンに向けた動きに重点を置きながら、上位計画や社会情勢の変化に対応した、より具体性･実現性の高い環境施策の総合的な目標と各環境分野の配慮指針を示します。

詳細については、右のQRコードからご確認下さい。

第３次川西市環境基本計画

１．計画のポイント

(1) 市民・事業者・市の関わり方

環境基本計画を進めるためには、市民･事業者･市は各々が自発的に活動するとともに、互いに情報を共有し連携しあうことが重要です。市は、そのプラットフォームの形成に積極的に関わっていきます。

(2) ゼロカーボンシティの実現に向けて～

第５章に記載していますが、良好な住宅都市である本市では、家庭部門と運輸部門における温室効果ガス排出量の比率が高くなっています。

また、電力における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは太陽光発電が非常に高いものとなっています。

今後、住宅や事業所の屋根などへの太陽光発電や高効率給湯器などの省エネルギー機器の導入促進や次世代自動車の普及促進に重点を置き、地球温暖化対策を推進していきます。

２．計画の対象

本計画の対象範囲は、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組みを推進する上で深く関わる「地球環境」、「自然環境」、「都市･生活環境」、「環境行動」の４分野とします。

表　計画の対象範囲

環境分野	主な対象
地球環境	地球温暖化、循環型社会
自然環境	里山、水辺、農地、生態系
都市･生活環境	環境美化、公害、交通騒音、都市景観、緑化
環境行動	情報発信･共有、環境学習、環境保全活動

３．環境配慮指針（環境施策）

本計画の施策体系は、環境分野ごとの基本方針に基づき、次のような環境配慮指針（環境施策）により構成されます。なお、表示しているSDGsマークは、環境配慮指針（環境施策）などの項目に関わる代表的なものです。

市民、事業者、市、みんなで取り組む環境配慮指針（環境施策）

地球環境に関する 環境配慮指針（環境施策）	
地球温暖化対策	省エネルギー化の推進
	再生可能エネルギーの適切な導入促進
	公共交通等の利用促進
循環型社会の形成	ごみの減量促進
	再生資源のリサイクル促進

自然環境に関する 環境配慮指針（環境施策）	
里山･水辺の保全	里山等保全活動の促進･支援
	河川美化の促進
	親水空間の整備
	里山･水辺の保全活動を行う人材の育成
農地の保全	環境保全型農業の促進
	農業の保護･活性化
生物多様性の保全	「生物多様性ふるさと川西戦略」との一体的な取組み
	生物多様性に悪影響を与える生物への対策
	地域の生物多様性の保全

都市・生活環境に関する環境配慮指針（環境施策）	
環境美化の推進	路上喫煙、ごみのポイ捨て、不法投棄等の防止
住環境の安全・安心の向上	公害等による悪影響の防止
	住環境の快適・マナーの向上
	道路の安全性向上
	違法駐車・放置自転車への対策強化
良好な都市景観の形成	地域の特性を活かした景観の形成
	まちなかの緑化促進

環境行動に関する環境配慮指針（環境施策）	
環境情報の発信と共有	環境情報の発信・共有の強化
環境学習等の促進	環境学習、環境教育の拡充
	環境学習に係る基盤の整備
	環境保全活動への参加促進
	環境保全活動の支援

４．エリア別の取組み

分野別の環境目標を受け、各エリアの特性や課題に応じて重点的に取り組む「エリア別環境配慮指針」を設定します。第３次川西市環境基本計画では、山や川などの地形の特性、土地利用の状況や市街地の発展経緯などを踏まえ、市域を4つのエリアに区分しています。

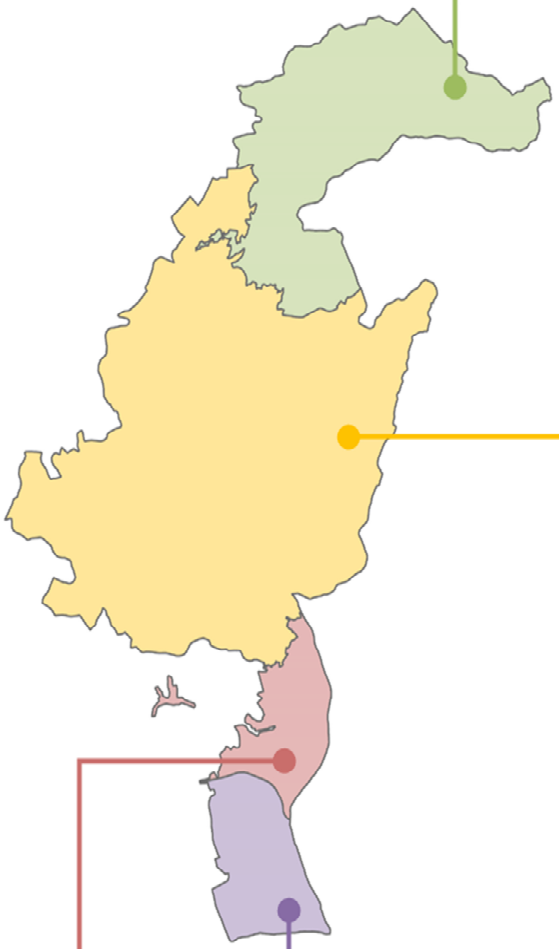

北エリア

～優れた自然環境と里山の保全・継承を進め、市民が集い、憩える場となる環境づくりをめざす～

★自然環境を活かしたレクリエーション、環境学習の推進
★里山文化の維持・継承
★自然環境の保全
★環境に配慮した農業の推進

中エリア

～都市機能の充実を図りつつ、周辺の自然環境にも配慮しながら、既成市街地やニュータウンなどの維持・保全と活力再生をめざす～

★上質な住環境の維持
★自然環境の保全
★公共交通の維持・活性化
★環境に配慮した農業の推進

南エリア①

～交通結節点として整備され、中心市街地として、商業・業務機能及び文化・行政などの高次都市機能を集積し、「川西の顔」にふさわしい都心核の形成をめざす～

★魅力ある都心核の形成
★安全・安心な住環境の維持
★自然環境の保全
★公共交通の維持・活性化

南エリア②

～生活基盤施設の充実を図りつつ、工業・農業などのものづくりの役割を担うエリアとしての特徴を生かしながらエリアの活性化をめざす～

★安全・安心な住環境の維持
★自然環境の保全
★公共交通の維持・活性化
★環境に配慮した農業の推進

５．進行管理指標

進行管理指標に基づく、令和6年度の進捗状況は以下の通りです。

【表 2-3　進行管理表】

環境分野	施策体系項目		進行管理指標	評価したい項目	行動方針	基準	現況			担当課（回答課）
						R4年度（2022年度）	R5年度	R6年度	R6年度の取組状況（成果及び問題点）	
地球環境	地球温暖化対策	1	川西市市域における温室効果ガス排出量	温室効果ガス総排出量削減への取組み	減らす	492千t-CO_2	486千t-CO_2	530千t-CO_2	令和６年度(令和４年度の実績)は、緊急事態宣言が発令されなかったことから、エネルギー利用に伴う温室効果ガスの排出量が、増加したと考えられる。 ※温室効果ガス排出量は、毎年2年前の数字が出るため、令和6年度に記載している数字は、令和4年度の実績となっている。	環境政策課
		2	再生エネルギー市内導入量	再生可能エネルギーへの転換	増やす	26.530MW	31.303MW	37.372MW	基準年度に比べ、再生エネルギーの市内導入量は増加している。今後も、増加に向けて、太陽光設備導入支援（共同購入事業や補助金等）の周知等を行っていく。	環境政策課
		3	自家用車よりも公共交通を利用することが多い市民の割合	公共交通の利用促進に向けた取組み	増やす	45.1%	48.5%	46.9%	MMや利用促進活動を継続して行っているため、自家用車よりも公共交通を利用することが多い市民の割合は基準年度に比べると増加している。継続的にMMや利用促進活動に取り組み、より一層効果的な取組を検討していく。	交通政策課
		4	低炭素住宅認定数	省エネルギーに関する取組み	増やす	21件	16件	11件	認定基準や税優遇のﾒﾘｯﾄ等が比較された結果、長期優良住宅に件数が流れ、その結果減少したと考えられる。長期優良住宅と低炭素住宅のどちらも省エネルギーに関する取組みであり、成果として合計件数でみると、増加した結果となった。	住宅政策課
		5	長期優良住宅認定数	省エネルギーに関する取組み	増やす	245件	219件	329件	認定基準や税優遇のﾒﾘｯﾄ等が比較された結果、長期優良住宅に件数が流れ、その結果増加したと考えられる。長期優良住宅と低炭素住宅のどちらも省エネルギーに関する取組みであり、成果として合計件数でみると、増加した結果となった。	住宅政策課
	循環型社会の形成	6	市民一人一日あたりのごみの排出量（総ごみ排出量÷365日÷年度末人口）	市民のごみ減量化に向けた取り組み	減らす	822g	800g	787g	ペットボトルは増加しているものの、主に燃やすごみとプラスチック製容器包装などが減少しているため、前年度実績より13g減少した。	美化推進課
		7	ごみのﾘｻｲｸﾙ率	再資源への取組み	増やす	26%	25.7%	25.2%	再生利用する新聞紙やビンの排出量が減少しているため、前年度実績より0.5ポイント減少した。	美化推進課
		8	市内の公共施設における紙使用量（外注分除く）	環境率先行動計画の推進	減らす	35,112,711枚	31,919,379枚	31,586,977枚	基準年度（令和４年度）及び昨年度と比較し、使用量は減少している。減少した理由として、電子決済や庁内通信設備の充実により、打合せ等の資料に紙を使用しなくなったことなどで、紙の使用量の減少につながったと考えられる。 引き続き、市として紙の使用量の削減に取り組む。	環境政策課
自然環境	里山・水辺の保全	9	森林ボランティア登録数	里山保全活動に関する市民意識	増やす	212人	153人	146人	令和6年度から制度を変更し、支援対象がボランティア団体に限らないものとなったため、支援者数（団体会員数）を計上した。制度をPRするとともに、里山保全活動の支援を継続する。	産業振興課
		10	河川の自然環境保護活動参加者数	河川環境の保全に関する市民意識	増やす	531人	586人	50人	市民団体等の積極的･継続的な美化活動を通じて、河川環境に関する市民の意識形成に寄与してきたが、更なる意識向上を図るために継続的に今後も取り組んでいく。 なお、令和6年度は、河川清掃活動に関する実行委員会が解散したため集計が出来なくなり、数値が大幅に減少している。	道路整備課
	農地の保全	11	市民農園区画数	市民による農業参画	増やす	581区画	623区画	559区画	土地所有者による土地利用方針の変更等により区画数は減少となった。引き続き民間による市民農園の新規開設を支援し、空き区画については追加募集を行い、市民による農業参画を推進する。	産業振興課
		12	新規の農業就業者数	新たな担い手の創出	増やす	6人	4人	5人	市独自の農地バンク制度を活用した新規就農者が増えた。 しかし、今後、あっせん出来る農地が少なく、農地バンク登録農地を増やすことが課題である。	農業委員会
		13	直売所のぼりを掲げている店舗数	地産地消の推進	増やす	17店	17店	17店	直売所のぼりを掲げている店舗数は横ばいとなった。引き続き直売所のぼりの掲示について周知を行い、地産地消の推進に努める。	産業振興課
	生物多様性の保全	14	1年間に捕獲した有害鳥獣及び外来生物の数（シカ、アライグマ、ヌートリア、イノシシ）	生態系、生物多様性に向けた取組み	増やす	186匹（有害94匹、外来92匹）	213匹（有害122匹、外来91匹）	286匹（有害100匹、外来186匹）	有害鳥獣の捕獲数が減少する一方、特定外来生物の捕獲数が大幅に増加した。 捕獲活動従事者の担い手確保が課題である。	産業振興課

都市・生活環境	環境美化の推進	15	市道不法投棄物処理量	不法投棄物防止に関する取り組みの効果	減らす	12,980kg	9,950kg	9,070kg	パトロールや市民からの通報により不法投棄物を迅速に処理するとともに、不法投棄防止重点地区（5地区）のパトロールを重点的に実施した結果、回収した不法投棄の総量は令和5年度より減少に転じた。また、啓発の一環で不法投棄防止重点地区に啓発看板を設置した。R4年度より不法投棄は減少傾向であるが、引き続き市民モラルに対して効果的な啓発を行う必要がある。	道路管理課
		16	クリーンアップ大作戦参加者数	環境美化に関する市民意識	増やす	28,597人	34,287人	33,599人	参加団体が減少したため、前年度より参加者が688人減少した。	美化推進課
	住環境の安全・安心の向上	17	放置自転車強制移動台数	駅周辺環境の美化拡充	減らす	443台	369台	386台	新たな取り組みとして、土曜日の撤去・啓発を開始した。また撤去現場等における啓発活動を継続した事により全体的には減少傾向となった。ただし、川西能勢口駅周辺について、西友閉鎖等による駐輪環境の変化により、撤去台数が増加し、全体では前年度比＋17台となった。	交通政策課
		18	加茂大気測定局における二酸化窒素の日平均値の年間98%値	公害による周辺環境への影響	基準達成を維持	0.025ppm （環境基準達成）	0.023ppm （環境基準達成）	0.022ppm （環境基準達成）	環境基準（0.06ppm）に対して安定して下回った状況が継続している。	環境政策課
		19	多田浄水場における生物化学的酸素要求量(BOD)の年間75%値	公害による周辺環境への影響	基準達成を維持	0.7mg/L （環境基準達成）	0.6mg/L （環境基準達成）	1.0mg/L （環境基準達成）	環境基準（2.0mg/L）を継続的に下回っていることから、良好な状態を維持している。	環境政策課
		20	道路に面する騒音の環境基準達成率	公害による周辺環境への影響	増やす	87.5%	75.0%	62.5%	中国縦貫自動車道及び国道１７６号線、市道９９３号において環境基準値に不適合であったため目標の達成には至らなかったが、都道府県公安委員会に措置を要請する要請限度未満の値が継続していることから、継続して監視していく。	環境政策課
		21	航空機騒音の測定結果	公害による周辺環境への影響	減らす	61dB	62dB	62dB	・空港関連事業者への環境対策施策の実施を継続して要望している。懸案の遅延便対策については、新たな制度の導入が決定された。 ・航空機需要はコロナ前水準並に回復しており、騒音値は昨年と同値で高止まりしている。	都市政策課
		22	行政が受理する年間公害苦情件数	公害による周辺環境への影響	減らす	58件	63件	44件	昨年度と比較し、大気汚染、水質汚濁、騒音、その他に関する苦情が減少し、振動、悪臭に関する苦情が増加した。 R6年度は、事業者と接する機会を通じて、事前に近隣住民等へ説明を行うよう事業者に依頼したことから、工事現場の騒音に対する苦情が減ったと考えられる。	環境政策課
		23	「生活道路が安心して通行できる」と思う市民の割合（市民実感調査）	道路環境の整備に関する取り組みの効果	増やす	62.1%	66.9%	62.4%	従前は、補修案件毎に発注を行っていたが、平成３０年度からは事前に担当事業者を決めておく「地域型」を導入したことで、市民ニーズに可能な限り適切に対応することができた。	道路整備課
	良好な都市景観の形成	24	川西の景観に関心がある市民の割合（市民実感調査）	都市景観に関する市民意識	増やす	81.9%	82.6%	76.9%	・景観まちづくりに関する情報をまとめたホームページ「景観ポータルサイト」を公開し、「景観ビューポイントマップ」や景観形成に関する活動内容を紹介した。 ・啓発や情報発信について、SNSの活用など手法を変えながら取り組む	都市政策課
		25	「川西市は緑が豊かなまちだ」と感じる市民の割合（市民実感調査）	自然共生の実態	増やす	85.9%	91.20%	86.20%	令和５年度比較では割合が減少したが、基準年度（令和４年度）比較では増加している。川西市の自然を身近に感じてもらえるような市内の自然活動団体の取組みを周知していく。	環境政策課
		26	グリーンフラワーグループ登録団体数	緑化活動に関する市民意識	増やす	36団体	39団体	41団体	緑化啓発や広報誌での周知やグリーンフラワーグループの活動報告展を開催など広く募集を行うことで、団体数が増加し、公園に彩りや安らぎを与えた。	公園緑地課
環境行動	環境情報の発信と共有	27	市の環境関連ホームページアクセス数	市民の環境に関する取り組みや活動への興味・関心	増やす	13,740 アクセス	10,333 アクセス	13,774 アクセス	令和5年度より3,441アクセス増加した。住民にとって必要な情報を発信するため、「野焼きについて」や「太陽電池発電による感電事故防止について」などの環境関連ページを新設した。	環境政策課
		28	「ボランティアやNPOの活動に関する情報は入手できる」と思う市民の割合（市民実感調査）	環境保全活動に関する情報の入手状況	増やす	20.3%	22.0%	―	令和6年度より、市民実感調査の設問から「ボランティアやNPOの活動に関する情報は入手できる」が削除されている。	環境政策課
	環境学習の促進	29	小学校の里山体験学習実施校数の割合	環境学習の推進	現状維持	100% （16校）	100% （16校）	100% （16校）	黒川地区を題材とし、ボランティア団体の支援、協力を得ながらフィールド学習や体験学習を実施することができた。	教育保育課
		30	自然フィールド研修参加者数	環境学習を進める上での環境整備	現状維持	２９人	２９人	３０人	黒川地区を題材とした教職員研修、支援員の資質向上研修を実施した。	教育保育課
	環境保全活動の促進	31	ボランティアやNPOなどの活動に参加している市民の割合（市民実感調査）	環境保全活動への市民意識	増やす	9.0%	7.0%	9.9%	令和６年度は、令和５年度に引き続き、より多くの方々が市の自然活動や環境保全に参加するきっかけ作りを目的とした「川西市環境フェスタ」を開催。令和６年度は出展団体と相談し、開催時期を10月に前倒し（令和５年度は12月開催）し、環境フェスタに参加した人が自然活動団体の現地の活動に参加しやすいようにした。今後も、環境保全活動に関心を持っていただけるような発信を行っていく。	環境政策課

６．川西市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条で、地方自治体は「地方公共団体実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出量削減をどのように進めるかを定めるとしています。これが地方公共団体における地球温暖化対策実行計画であり、区域施策編と事務事業編の 2 つに大別されます。

区域施策編は、自治体の自然的･社会的条件等に応じて、温室効果ガスの排出量削減や再生可能エネルギーの導入を推進するための指針となる計画であり、市民の取組み、事業者の取組み、市が市民･事業者に対して行う取組みが主な対象です。

事務事業編は、自治体の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減や吸収作用（森林など）の保全･強化を推進するための指針となる計画であり、市の内部での取組みが主な対象となります。本市では、「第 5 次川西市環境率先行動計画」が事務事業編にあたります。

本市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定･実施マニュアル」を基に作成しており、温室効果ガス排出量等も同様に「自治体排出量カルテ」等、環境省の各種ツールを使用して推計しています。

また、本市独自の取組みとして、市の取組み状況を公表することを明記しています。

市独自の取組み

市民･企業･市等の市内における温室効果ガス削減の取組みを見える化し、毎年公表していきます。過去からの積み上げと単年度の結果を見える化します。

見える化にあたり、川西市内で環境に関する取組みを行う事業者を、「川西市ゼロカーボンシティパートナー企業」として登録し、市と企業がともに取組みを進めていきます。

詳細については、右の QR コードからご確認下さい。

第５節　川西市環境率先行動計画の実践

本市では、市が一事業者･一消費者としての立場から、環境負荷の低減に率先した取り組みを行うとともに、地球温暖化防止の対策として温室効果ガスの削減に向けた「川西市環境率先行動計画」を策定しています。この計画は、『地球温暖化対策の推進に関する法律』第２０条の3に定める実行計画を包括したものとして、市のすべての事務･事業及び施設を対象としています。当初は、平成１２年度から１６年度までの第1次環境率先行動計画を策定していましたが、第2次計画、第3次計画、第4次計画を経て、令和6年度は、令和2年度に策定、令和4年度に改訂した第5次川西市環境率先行動計画の達成に向け取り組んでいます。

※第５次川西市環境率先行動計画は、計画期間が令和6年度までであったことから、令和7年度に第６次環境基本計画の策定に向け取り組んでいます。

１．第５次川西市環境率先行動計画

令和2年度を初年度とする第5次川西市環境率先行動計画の概要は次のとおりです。

(1) 計画期間

第5次計画は、２０２０年度（令和2年度）から２０２４年度（令和6年度）までを計画期間とします。

(2) 計画の目標

2024 年度（令和 6 年度）までに温室効果ガスの排出量を 2019 年度（令和元年度）比で 12.0%以上、コピー機での印刷枚数を 30%以上削減する。

2030 年度（令和 12 年度）までに温室効果ガスの排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 50%以上削減する。（2023 年 2 月改訂）

【表 2-4　具体的数値目標】

	【実績値】2013 年度（平成 25 年度）	【実績値】2019 年度（令和元年度）	【本計画目標値】2024 年度（令和 6 年度）	【長期目標値】2030 年度（令和 12 年度）
温室効果ガス排出量（t-CO_2）	16,323	11,096	9,764	8,162
削減率（対 2013 年度）	―	32.0%	40.2%	50.0%
削減率（対 2019 年度）	―	―	12.0%	26.4%

	【基準年度】2019 年度（令和元年度）	【目標年度】2024 年度（令和 6 年度）	削減率	削減量
コピー機での印刷枚数（単位：枚）	4,401,141	3,080,798	30.0%	1,320,343

(3) 取り組み内容

① 設備･建築物の取り組み

建物新築や設備導入等の際は、エネルギー効率が高い機器をはじめ、人感照明センサーでエネルギーの使用を抑制するなど省エネルギーを徹底し、温室効果ガス排出抑制に配慮することとします。

(ア) LED 等省エネ設備の導入

白熱電球･放電蛍光灯から LED 照明への転換を図り、照明の高効率化に努めます。まずは本庁舎から100%LED 照明化を行い、他施設にも展開を図ります。

(イ) 創エネ機器の導入

太陽光等の再生可能エネルギーは温室効果ガス削減のみならず、災害発生時の独立型電源システムとしてライフラインの確保にも寄与します。施設改修時には積極的な導入を図ります。

(ウ) 建築物の省エネを徹底

建築物で消費する1次エネルギーの収支をゼロとするネット･ゼロ･エネルギー･ビル（ZEB）やエネルギー管理システム（BEMS）を導入するなど新築時は特に温室効果ガス排出抑制に配慮します。

(エ) 緑化の導入

屋上や壁面の緑化には直接日射による温度上昇の抑制や二酸化炭素吸収等の効果が期待されます。新築時や建物改修時は屋上、壁面、敷地内の緑化に努めます。

(オ) 設備等の保守･運用改善

施設毎に次の設備等のシステム更新や改修の現状、運転時間、使用状況等を把握し、削減可能なエネルギーについて検討します。

- 空調、換気設備
- ボイラー、給湯機
- 照明設備
- 電気製品、事務用機器

② 契約･備品の取り組み

環境配慮契約法に基づき、契約や物品購入の際にも環境負荷が少なくなるように配慮することとします。

(ア) 低排出係数の電気事業者との契約

電力購入の際は、排出係数の低い小売電気事業者を選択肢の1つとします。

(イ) 低公害車の導入促進

ガソリン車の代わりに電気自動車を導入するとCO_2排出量を約半分に削減できます。(電気自動車の性能や使い方、電気のCO_2排出係数によって異なる。)

車両更新時に合わせて計画的に低公害車導入を目指します。

(ウ) グリーン購入の徹底

消耗品等購入の際も環境ラベルを確認することで環境負荷の少ない製品を積極的に選択します。

③ 日々の取り組み

職員研修を通じて市職員は次のことを心がけ、エネルギーや資源使用量の削減に努めます。

(ア) 職員研修の実施

計画の推進にあたり、全職員が環境保全に関する意識の向上を図り、取り組みを実施していく必要があるため、統括推進委員をはじめ、職員に対する研修を実施します。

(イ) エネルギー使用量削減

次の事項によりエネルギー使用量の削減に努めます。

・不使用室の不要照明のこまめな消灯を行います。
・昼休み時の消灯を徹底します。
・庁舎内や会議室の空調にあたっては、設定温度(冷房28℃、暖房20℃)を徹底します。
・クールビズ・ウォームビズを実施します。
・空調使用時は送風機も併用します。
・ブラインドやカーテンを活用して空調負荷を低減します。
・パソコンディスプレイの明るさを業務に支障がない範囲で下げます。
・長時間離席する場合はパソコンの電源を切ります。
・ノー残業デーを遵守します。
・エレベーターの利用は出来るだけ避け、階段を利用します。
・停車中のアイドリング・ストップや、急停車・急発進をしない等エコドライブを遂行しエネルギーロスを削減します。

(ウ) 資源等使用量削減

次の事項により用紙類の使用量の削減に努めます。

・電子決裁を行います。
・両面印刷、両面コピー、裏面コピー及び封筒の再利用などの徹底に努めます。
・ICTの推進により、会議用資料そのものを削減します。
・パンフレットなどの印刷物を作成する際は、最低限の部数の印刷に努めます。

次の事項により、水の使用量の削減に努めます。
・水の出しっぱなしをやめ、確実に止水します。
・トイレで無駄な水を流しません。
・可能な場合は蛇口に節水コマを取り付けます。
その他省資源の推進、環境配慮型行動の徹底
・物品の管理を徹底し、無駄な購入をなくすよう努めます。
・OA機器のトナーカートリッジで不要となったものについては、製造業者回収してもらうなどリサイクルに努めます。
・物品の長期使用を図り、使い捨ての製品の購入・使用を抑制し、廃棄物量削減に努めます。
・特定フロンや代替フロンを使用した設備機器の廃棄については、取引処分計画の提出を求め、的確な処分指導を行います。

(4) 計画の推進・点検体制

計画の推進・点検体制は『川西市環境率先行動計画推進本部設置要綱』に基づき実施します。同要綱により、課等に配置する推進員は各職場における環境負荷の項目にかかる計画の推進にあたるとともに、計画の進行管理に必要な項目について年間の実績値を把握します。把握された実績値については、推進員が属する部局等の統括推進委員へ報告し、その内容等については統括推進委員会にて点検を行います。また、施設ごとに選任する施設エネルギー管理者において、設備の日常的管理を行い、エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努めます。そして、その実効性を高めるため計画の推進体制には、計画(PLAN)、実施(DO)、点検(CHECK)、見直し(ACTION)のPDCAサイクルを基本とする環境マネジメントシステムの考えを取り入れることとします

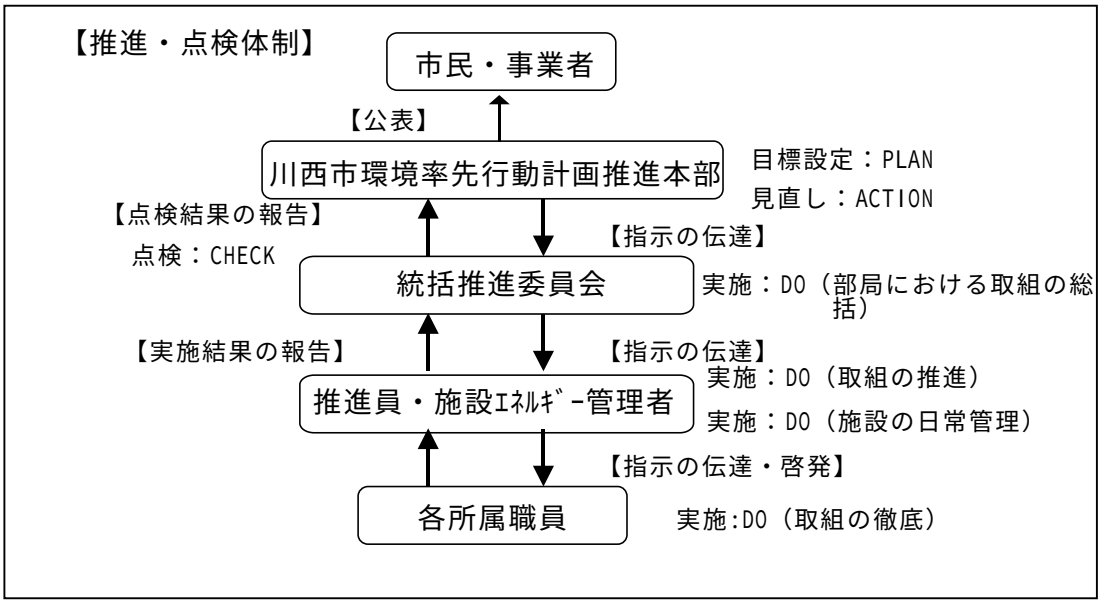

【図 2-2　推進・点検体制】

2. 令和6年度の実績報告

第5次川西市環境率先行動計画の令和2年度以降の実績推移は次のとおりです。
（実績値は、令和7年6月末時点で整理した数字です。）

【表 2-5　実績値】

	【基準年度】2019年度（令和元年度）	2020年度（令和2年度）	2021年度（令和3年度）	2022年度（令和4年度）	2023年度（令和5年度）	2024年度（令和6年度）
温室効果ガス総排出量（t-CO2）	11,096	10,931	12,657	11,701	12,550	13,351
対基準年度比(%)	-	98.5%	114.1%	105.5%	113.1%	120.3%

	【基準年度】2019年度（令和元年度）	2020年度（令和2年度）	2021年度（令和3年度）	2022年度（令和4年度）	2023年度（令和5年度）	【実績値】2024年度（令和6年度）	【目標達成年度】2024年度（令和6年度）
コピー機での印刷枚数（枚）	4,401,141	3,691,209	3,387,375	2,734,449	2,132,551	1,993,972	3,080,798
対基準年度比(%)	-	83.9%	77.0%	62.1%	48.5%	45.3%	70.0%

【表 2-6　エネルギー起源別の温室効果ガス排出量内訳】

（単位　t-CO2）

	【基準年度】2019年度（令和元年度）	2020年度（令和2年度）	2021年度（令和3年度）	2022年度（令和4年度）	2023年度（令和5年度）	2024年度（令和6年度）
電　　気	6,863	6,555	8,276	7,053	8,928	9,493
都市ガス	3,225	3,421	3,386	3,669	2,689	2,954
その他燃料	1,008	955	996	978	933	904
計	11,096	10,931	12,658	11,700	12,550	13,351
対基準年度比	-	-1.5%	14.1%	5.4%	13.1%	20.3%

第３章　環境啓発の取り組み

環境問題の多くは、私たちの通常の社会経済活動に起因し、多岐に渡り、直ちに問題を解決することが困難になってきています。身近な所から環境問題を考えると共に地球規模で環境問題を考えていかなければなりません。そうしたことから、市民･事業者･行政がそれぞれの立場で地球環境保全に向けた取り組みを行う必要があります。

市は市民･事業者･行政のプラットフォームの形成に積極的に関わっていくとともに、環境保全活動について、啓発を行ってまいります。

第１節　シンポジウム、環境フェスタ

１．生物多様性ふるさと川西戦略／環境基本計画シンポジウム（～令和４年度）

本市では令和4年度までシンポジウムを開催し、市内における活動団体によるパネルディスカッションにより情報交換や情報発信を行っていました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止し、令和3年度は、シンポジウムの代わりに川西市で活動する自然活動団体を紹介する冊子作成やパネル展示会を開催し、情報発信に努めました。

※令和２年度、令和３年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。

【表 3-1　シンポジウム開催状況】

年　　度	開　催　日	参加団体数	参加人数	コーディネーター	テーマ
平成29年度	平成30年2月12日	17団体	255人	服部保氏 牛尾功氏 武田義明氏	思うぞんぶん語り合おう！！ 知ってもらおう我らの活動　感じてもらおう川西の自然のすばらしさ
平成30年度	平成30年11月23日	22団体	160人	服部保氏 上田萌子氏	つながろう！地域を越えて　とどけよう！未来へ ひろがれ！自然活動の輪
令和元年度	令和2年2月9日	18団体	190人	上田萌子氏	みんなで学ぼう！川西の自然 伝えよう！自然を守る私たちの活動
令和4年度	令和5年1月29日	14団体	90人	服部保氏	ミライの川西のため　イマ出来ること SDGｓを通して見える世界

【図 3-1】令和４年度シンポジウムの様子

２．環境フェスタ（令和５年度～）

より多くの方々が市の自然活動や環境保全に参加するきっかけ作りを目的に、令和5年度よりシンポジウムから、「川西市環境フェスタ」に名称を変更し、葉っぱや木でしおりを作る等の体験イベントやオオムラサキ、エドヒガン、セミの抜け殻等の展示を行いました。

令和6年度は、23 団体が出展し、262 人が来場されました。来場者のアンケートでは、92%が「自然や環境への興味が高まった」と回答しており、環境フェスタが自然や環境への興味(きっかけ)に繋がっていると考えられます。

（来場者 262 人中、107 件（回答率 40.8%）からアンケートの回答を得ました。）

【表 3-2　環境フェスタ開催状況】

年　　度	開　催　日	参加団体数	参加人数	テーマ
令和５年度	令和5年12月9日	25団体	200人	「川西市環境フェスタ」で自然にあるもので遊び、学ぼう
令和６年度	令和6年10月12日	23団体	262人	市の自然・環境を知るきっかけづくりに

【図 3-2】令和６年度環境フェスタの様子

第２節　その他の環境啓発

１．環境月間

日本では平成５(1993)年の環境基本法に基づいて６月５日を「環境の日」とし、環境省の主唱により6月を「環境月間」として、各地でさまざまな取り組みが行われています。川西市では令和6年度において、市役所1階の市民ギャラリー、キセラ川西プラザのフリースペース、アステ川西のアステギャラリー、国崎クリーンセンター啓発施設「ゆめほたる」で、環境啓発パネルを展示しました。

【表 3-3 令和 6 年度環境月間展示内容】

施設	内容
川西市役所　市民ギャラリー	「環境イラストコンテスト2023」入賞作品展
キセラ川西プラザ　フリースペース	地球温暖化パネル展
アステ川西　アステギャラリー	多田東小学生　猪名川の環境学習展
国崎クリーンセンター啓発施設「ゆめほたる」	大谷健太　ヘンな早口ことばかるた展　SDGs編

２．地球温暖化防止月間

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の抜本的な解決のためには、ライフスタイルを環境にやさしいものへと変えていくことが不可欠です。

平成１０年１０月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、環境省では毎年１２月を「地球温暖化防止月間」として、普及啓発を行っています。本市においても「環境率先行動計画」に基づき、地球温暖化の対策を積極的に推進していきます。

３．次世代自動車の普及およびエコドライブの啓発

次世代自動車の普及やエコドライブの推進を進められるよう、環境月間の展示会場や、環境フェスタの来場者へリーフレットを配布するなど、啓発をおこなっています。

４．路上喫煙・ポイ捨て防止啓発事業

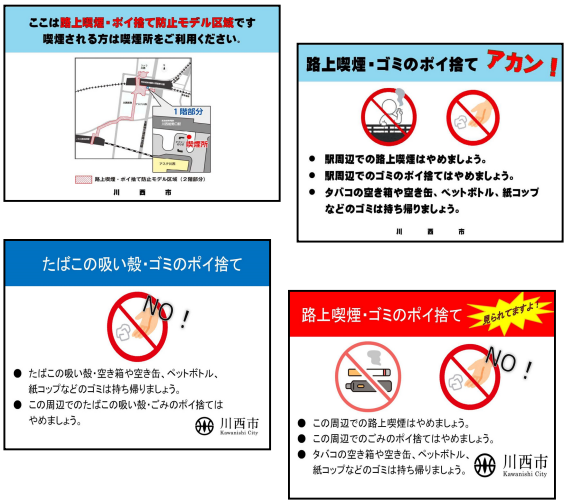

【図 3-3】マナー啓発ラミネート

市、市民等及び事業者が協働して公共の場所での喫煙による被害の防止及び環境の美化の推進を図るため、「川西市路上喫煙・ポイ捨ての防止に関する要綱」を平成20年10月1日から施行しました。とくに、「阪急・能勢電鉄川西能勢口駅北広場からJR川西池田駅までの間（2階部分）」を路上喫煙・ポイ捨て防止モデル区域に指定しています。

令和５年度は川西能勢口南側に民間企業より喫煙所の寄贈を受け、供用を開始しました。また、路上喫煙や吸い殻・ゴミのポイ捨てを防止するため、喫煙所周辺にマナー啓発看板を設置したことに加え、他の事業者と協力し、路上喫煙・ポイ捨てや防止モデル区域等にマナー啓発ラミネートの掲示等を行っております。

５．光化学スモッグ警戒啓発

初夏から秋にかけて、日射が強く、気温が高く、風が弱いなどの気象条件が重なった場合には、光化学反応によって生成された汚染物質（オキシダント）が、大気中で拡散されずに滞留します。オキシダント濃度が一定の数値を上回ると「光化学スモッグ」注意報や警報が発令されます。
発令されると屋外活動の自粛の呼びかけ等の対応が必要となります。

そのため、兵庫県全体で4月20日から10月19日頃（年によって前後する。令和6年度は4月21日から10月17日まで）を光化学スモッグ特別監視期間と位置づけ、兵庫県から注意報や警報が発令されたときは、本市でも市内の学校などに連絡し、被害の未然防止に努めています。

６．クールチョイス(COOLCHOICE)/デコ活

2015年に、環境省が、事業者や国民が一致団結して省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資する「賢い選択(COOLCHOICE)」を促す取組みを開始しました。

2022年には、、COOLCHOICE から新しい国民運動「デコ活」へ移行し、2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための取組みを行っています。

※デコ活とは、二酸化炭素(CO2)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

７．大気汚染防止推進月間

12月は自動車交通量の増加等により、大気汚染物質の濃度が高くなる傾向にあります。環境省では、この月を大気汚染防止推進月間として、きれいな空を守ることの大切さを呼び掛けています。

第４章　ごみの減量化・リサイクル

ごみの発生を抑えるためには、一人ひとりが「ごみにしない･ごみを出さない」という意識を持ち、使用済みの物もごみにしないように可能な限り「再使用･再利用」することが大切です。それでも廃棄しなければならないごみは、できる限り「分別」し、「リサイクル」できるようにして廃棄することが、ごみの減量化につながります。ごみ問題は、市民一人ひとりの取組の積み重ねが、環境保全活動への大きな原動力となります。本市では、このような市民の取組が効率的に環境保全活動に結び付くように、様々な施策を講じています。

１.再生資源集団回収に関する制度

（１）再生資源集団回収奨励金制度

再生資源集団回収奨励金制度は平成4年7月に開始しました。この制度では、ごみの減量、資源の有効利用及びごみ問題に関する意識の高揚並びにコミュニティ活動の振興を図ることを目的に、再生資源集団回収を実施する地域団体に対して3円／kgを交付しています。

【表 4-1　再生資源集団回収奨励金制度の実績】　（単位：t）

年度	新聞	雑誌	段ボール	古布	アルミ缶	牛乳パック	その他	計
令和２年度	2,242	1,083	923	277	79	2	0	4,606
令和３年度	2,099	976	917	299	78	2	0	4,371
令和４年度	1,896	936	881	272	83	2	0	4,070
令和５年度	1,688	888	836	254	78	2	0	3,746
令和６年度	1,537	869	815	247	77	2	0	3,546

（２）古紙リサイクル事業

古紙リサイクル事業は平成14年9月に開始しました。この制度は、紙ごみの資源物としての有効利用等を図ることを目的に、古紙類（新聞･雑誌･段ボール）の集団回収を実施する地域団体に対して、回収量5kgにつき廃棄文書等から製造されたトイレットペーパー1個の割合で交付しています。

【表 4-2　古紙リサイクル事業にかかる集団回収の実績】　（単位：t）

年度	新聞	雑誌	段ボール	計
令和２年度	7	3	1	11
令和３年度	2	0.7	0.6	3.3
令和４年度	9.6	2.6	0.8	13
令和５年度	1.5	0.5	0.8	2.8
令和６年度	1.3	0.5	0.5	2.3

２.剪定枝粉砕機貸出事業

剪定枝粉砕機貸出事業は平成20年7月に開始しました。この制度は、剪定枝粉砕機を市民などに貸し出すことにより、家庭から発生する剪定枝の有効利用を促進し、ごみの減量化と資源化を図ります。貸出期間は原則として4日以内です。

【表 4-3　剪定枝粉砕機貸出事業の実績】

年　度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
粉砕量(t)	4.0	3.9	3.3	4.6	2.6
件数(件)	78	73	66	92	70

３.まちづくり出前講座

「子ども向けごみ学習会」「ごみ減量出前講座（おとな向け)」

ごみの減量方法や、ごみの分け方･出し方、ﾘｻｲｸﾙなどについて、参加型の出前講座を実施しています。

【表 4-4　「ごみ減量出前講座（おとな向け)」、「子ども向けごみ学習会」実施状況】

・ごみ減量出前講座実施状況　(単位：回、人)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
開催回数	1	0	4	4	3
参加者数	17	0	61	58	39

・子ども向けごみ学習会実施状況　(単位：回、人)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
開催回数	6	2	6	6	6
参加者数	389	182	448	485	338
おとな	17	27	60	25	44
子ども	372	155	388	460	294

４．啓発展

本庁舎市民ｷﾞｬﾗﾘｰでごみ減量の啓発パネル展を実施しています。

５．川西市の一般廃棄物

本市の一般廃棄物の収集状況は表４－５のとおりです。

【表 4-5　年度別ごみ収集状況一覧表】

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
各年度 ３月末人口（人）①	156,016 人	155,517 人	154,565 人	153,510 人	152,285 人
燃やすごみ（直営）	11,148.9ｔ	10,989.6t	7,947.8t	7,633.9t	7,399.0t
燃やすごみ（委託）	12,722.4ｔ	12,612.2t	14,798.0t	14,276.2t	13,819.9t
燃やさないごみ	784.1ｔ	728.9t	593.0t	594.4t	573.3t
大型ごみ	862.5ｔ	923.4t	773.1t	741.4t	691.1t
プラスチック製容器包装	1,503.7ｔ	1,500.5t	1,317.0t	1,270.1t	1,259.2t
缶類	248.5ｔ	236.5t	211.6t	202.7t	182.5t
ペットボトル	272.3ｔ	273.4t	397.0t	403.1t	418.6t
ビン類	930.5ｔ	907.8t	820.9t	793.7t	756.6t
紙・布	2，055.2ｔ	2,094.3t	2,152.5t	2,016.9ｔ	1,975.6t
有害ごみ（蛍光灯）	11.0ｔ	9.2t	8.9t	8.2t	7.4t
有害ごみ（乾電池）	23.8ｔ	22.7t	25.2t	23.1t	23.4t
直接搬入（資源物）	1,144.6ｔ	1,208.7t	1,197.7t	1,169.2t	1,272.8t
直接搬入（燃やすごみ）	11,726.2ｔ	12134.8t	12,062.2t	12,075.9t	11,924.3t
合　計　②	43,433.5ｔ	43650.9t	42,304.9t	41,208.8t	40,303.7t
１人/日の排出量 ③（②/①/365 日）	762.7g	769.0ｇ	749.9ｇ	733.5g	723.7g
再生資源集団回収量　④	4,617ｔ	4,374.9t	4,082.7t	3,747.7t	3,548.2t
１人/日の排出量　⑤（④/①/365 日）	81.1g	77.1ｇ	72.4ｇ	66.7g	63.7g
総排出量　⑥　（②＋④）	48,050.6ｔ	48,025.8t	46,387.7t	44,956.5t	43,852.0g
１人/日の排出量　⑦（⑥/①/365 日）	843.8g	846.1ｇ	822.2ｇ	800.2g	787.4g
リサイクル量　⑧	13,119.2ｔ	12,749.4t	12,072.4t	11,531.8t	11,053.5t
リサイクル率　⑨（⑧/⑥）	27.3%	26.5%	26.0%	25.7%	25.2%

※各ごみ処理量は、小数第2位以下を表記省略かつ四捨五入しており、合計値は必ずしも一致しません。
※うるう年は、366日/年として計算しています。

第５章　大気汚染

大気汚染とは、いろいろな物質によって大気が汚染され、人の健康や生活環境に悪影響をもたらす状態をいいます。この大気汚染の原因には、砂じんや火山活動などの自然現象によるものも含まれますが、今日ではそのほとんどが、事業活動や自動車の排出ガスなど、人為的に発生したものです。

汚染物質としては、工場･事業場などの固定発生源からばい煙、粉じん等として排出される硫黄酸化物（SOx）、窒素酸化物（NOx）、浮遊粒子状物質（SPM）、ダイオキシン類やﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの有機塩素系化合物、自動車等の移動発生源からの排出ガスに含まれる一酸化炭素（CO）、炭化水素（HC）、窒素酸化物、ベンゼン等があり、また窒素酸化物と炭化水素等の物質が太陽光線中の紫外線により、光化学反応を起こし二次的に生成される光化学オキシダント（OX）等もあります。

近年大都市地域において窒素酸化物や浮遊粒子状物質による大気汚染の原因は、自動車排出ガスの割合が大きなものとなっています。自動車排ガスの対策には、自動車NOx･PM法による規制や、関係機関が協力して、道路構造対策、都市交通体系の再編成、ロードプライシングによる交通量の抑制、道路沿線の土地利用を適正化するなどの総合対策が進められています。

また、廃棄物の焼却等に伴い発生する有害物質（ダイオキシン類）の排出、飛散が大きな問題となり、大気汚染防止法の改正やダイオキシン類対策措置法が施行され、排出抑制対策が進められています。

さらに、人間活動の拡大に伴い、大気汚染が地球規模の問題としてクローズアップされ、二酸化炭素などが増えて起こる「地球温暖化」、さらにはフロンガスによって成層圏のオゾン層が薄くなり有害な紫外線が地表に多く届く「オゾン層の破壊」、汚れた大気が雨の中に溶け込み酸性の雨が降ってくる「酸性雨」などがあげられています。

近年法令による工場･事業場や移動発生源などから排出されるガスの濃度や総量の規制等の対策の効果により汚染状況の改善がされてきていますが、中国大陸から光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2．5）などの汚染物質の移流等、国際的な取り組みが必要な事象も発生しています。

第１節　大気の汚染に係る環境基準等

１．環境基準

環境基準は、環境基本法（平成5年11月法律第91号）第16条に規定され、行政上の目標基準になるという性格を有し、政府が定めるものとされています。

現在、大気の汚染に係るものとして、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、有害大気汚染物質に係るものとして、ベンゼン、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ジクロロメタン及びダイオキシン類に環境基準が設定されています。

※ダイオキシン類に関しては第9章に記載しています。

【表 5-1 大気の汚染に係る環境基準】

物　　質	環　境　上　の　条　件
二酸化硫黄（SO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素（CO）	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること。
二酸化窒素（NO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント（OX）	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質（PM2.5）	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。

【備考】

1　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2　浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。

3　二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあたっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

4　光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

5　微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

【表 5-2 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準】

物　　質	環　境　上　の　条　件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m^3 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m^3 以下であること。

【備考】

1　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2　ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

２．環境基準による大気汚染の評価

１）二酸化硫黄（ＳＯ$_2$）、一酸化炭素（ＣＯ）、浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

①短期的評価：連続して、または随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。なお、1日の平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える場合には、対象としない。

②長期的評価：年間における1日平均値のうち高い方から2％の範囲内にあるものを除外（2％除外値）して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続

した場合には、このような取扱はしない。

２）二酸化窒素（ＮＯ$_2$）

年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98％に相当するもの（1日平均値の年間98％値）で評価を行う。ただし、1時間値の欠測が4時間を超える測定日の1日平均値は用いないものとし、年間における測定時間が、6,000時間に満たない測定局については評価の対象としない。

３）光化学オキシダント（ＯＸ）

1時間値について評価を行う。なお、1日の平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える場合には、対象としない。

４）ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類及びジクロロメタン

１年平均値について評価を行う。

５）微小粒子状物質（ＰＭ２．５）

①短期的評価：測定結果の1日平均値のうち年間98％値を代表値として選択して、これを短期基準（日平均値）と比較し、評価する。

②長期的評価：測定結果の年平均値を長期基準（年平均値）と比較し、評価する。

【備考】

1　年間 98％値は、年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて 98％目に該当する日平均値。例えば、365 個の日平均値がある場合は、98％値は、低い方から数えて 98％目に該当する第 358 番目の日平均値。逆に、高い方（最高値）から数えると、最高値から数えて 2％目の 7 番目までを除いた第 8 番目の日平均値が 98％値である。二酸化窒素の環境基準への適否について長期的な評価を行う際に使用している。

2　2％除外値は、1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2％分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値。例えば、365 個の日平均値がある場合は、高い方から数えて 2％目に該当する 7 に 1 を加えた第 8 番目の日平均値が、2％除外値となる。

第２節　大気汚染状況測定地点

１．測定地点

本市における大気汚染の状況を把握するため、図５－１に示す地点で常時観測局を設置し、測定を行っています。（平成２６年度から移動観測車による測定は廃止となりました。）

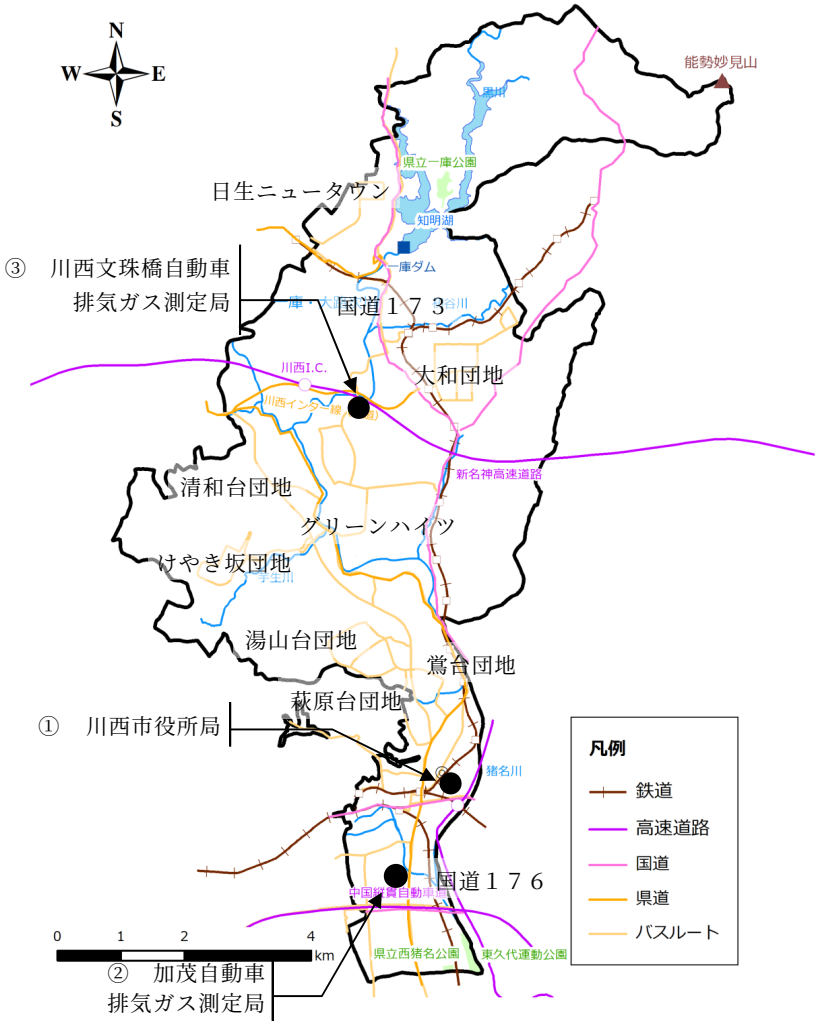

		常時観測地点		
	番号	①	②	③
種別	一般環境大気	●		
	自動車排出ガス		●	●
測定項目	二酸化硫黄	●		
	一酸化炭素		●	
	浮遊粒子状物質	●	●	●
	一酸化窒素	●	●	●
	二酸化窒素	●	●	●
	光化学オキシダント	●		
	微小粒子状物質	●	●	
	風向	●	●	●
	風速	●	●	●

【図 5-1　大気測定地点図】

第３節　大気汚染の現況

１．一般環境大気の常時測定

兵庫県は、一般環境大気の常時観測を行うため、川西市役所（7階建て）の7階に測定局（局名：川西市役所）を設置しています。昭和49（1974）年4月から測定を開始し、現在、二酸化硫黄（SO_2）、窒素酸化物（NO_x）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（OX）、微小粒子状物質（PM2.5）及び風向風速の常時測定を行っています。

また、測定データの速報値及び確定値は、兵庫県のホームページ「ひょうごの大気環境」で閲覧可能です。

１）二酸化硫黄（SO_2）

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下

令和6年度の川西市役所局における二酸化硫黄の日平均値の年間2%除外値は0.001ppmであり、環境基準に適合しています。

【表5-3　令和6年度二酸化硫黄の測定結果（川西市役所局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	362
測定時間	時間	8,636
年平均値	ppm	0.001
1時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0
1時間値の最高値	ppm	0.009
日平均値の最高値	ppm	0.002
日平均値の2%除外値	ppm	0.001
日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	有・無	無
長期的評価による環境基準の適合状況	適○・否×	○

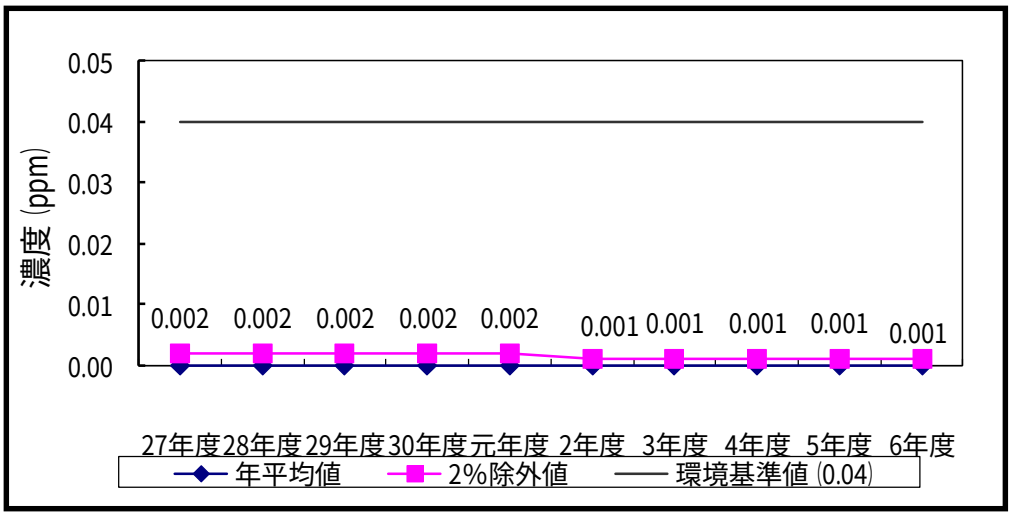

【図5-2　川西市役所局二酸化硫黄濃度の経年変化（年平均値及び日平均値の年間2%除外値）】

２）浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

【環境基準】1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m³ 以下

令和 6 年度の川西市役所局の浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は、0.031 mg/m³、1時間値はすべて 0.20 mg/m³ 未満であったため、長期的評価、短期評価とも環境基準に適合しています。

【表 5-4　令和 6 年度浮遊粒子状物質の測定結果（川西市役所局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	362
測定時間	時間	8,713
年平均値	mg／m³	0.012
1 時間値が 0.20 mg/m³ を超えた時間数	時間	0
日平均値が 0.10 mg/m³ を超えた日数	日	1
1 時間値の最高値	mg／m³	0.141
日平均値の最高値	mg／m³	0.104
日平均値の 2%除外値	mg／m³	0.031
日平均値が 0.10 mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有・無	無
長期的評価による環境基準の適合状況	適○・否×	○

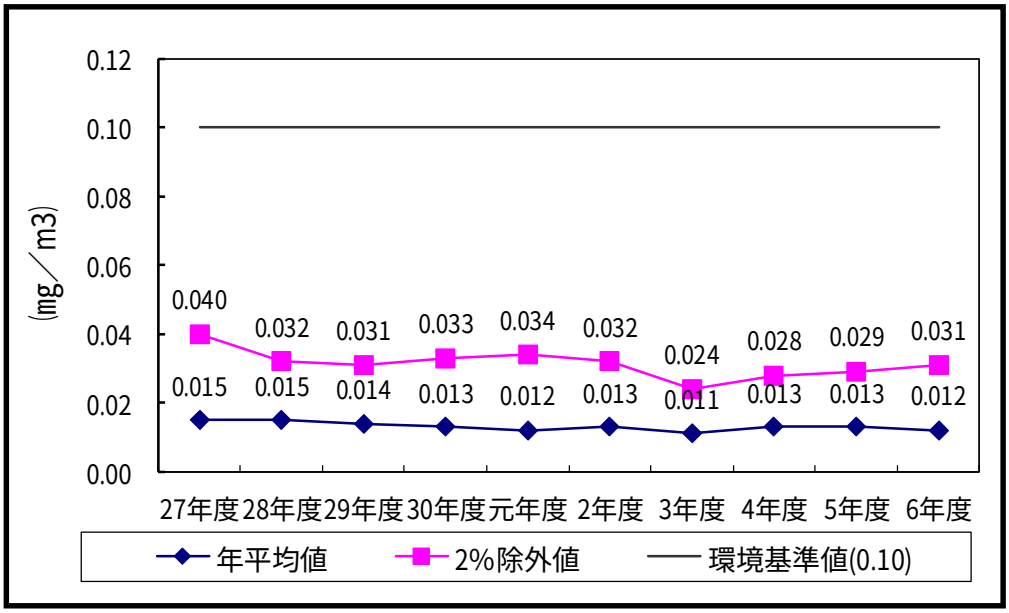

【図 5-3　川西市役所局浮遊粒子状物質濃度の経年変化（年平均値及び日平均値の 2%除外値）】

３）二酸化窒素（ＮＯ２）

【環境基準】1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下

令和 6 年度の川西市役所局における二酸化窒素の日平均値の年間 98％値は 0.014ppm であり、環境基準に適合しています。

【表 5-5　令和 6 年度二酸化窒素の測定結果（川西市役所局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	354
測定時間	時間	8,445
年平均値	ppm	0.007
1 時間値の最高値	ppm	0.048
日平均値の最高値	ppm	0.024
1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数	時間	0
1 時間値が 0.1ppm 以上、0.2ppm 以下の時間数	時間	0
日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0
日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日	0
日平均値の年間 98％値	ppm	0.014
環境基準の適合状況	適○・否×	○

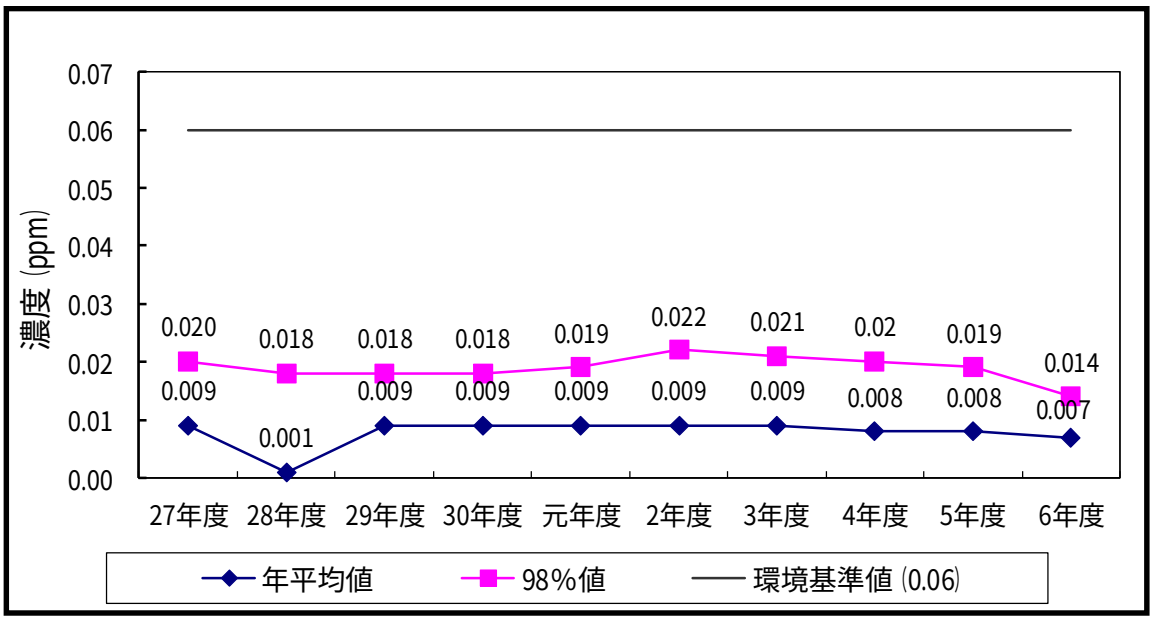

【図 5-4　川西市役所局二酸化窒素濃度の経年変化（年平均値及び日平均値の年間 98％値）】

４）光化学オキシダント（ＯＸ）

【環境基準】1 時間値が 0.06ppm 以下であること

令和 6 年度の川西市役所局の光化学オキシダントは、昼間の1時間値の年平均値は、0.033ppm でした。また、昼間の1時間値が環境基準の 0.06ppm を超えた日があったことから、環境基準に不適合となっていますが、平成 28 年度以降本市で光化学スモッグの予報、注意報の発令はありませんでした。

【表 5-6　令和 6 年度光化学オキシダントの測定結果（川西市役所局）】

項　　目	単位等	測定結果
昼間測定日数	日	364
昼間測定時間	時間	5,406
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数及び日数	時間	252
	日	59
昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた時間数及び日数	時間	0
	日	0
昼間の 1 時間値の最高値	ppm	0.100
昼間の日最高 1 時間値の平均値	ppm	0.046
昼間の 1 時間値の平均値	ppm	0.033
環境基準の適合状況	適○・否×	×

【表 5-7　過去 10 年間の光化学スモッグ広報等発令状況】

年　度	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	合　計
予　報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
注意報	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
警　報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※発令基準　予報：オキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基準に達する恐れがある場合
注意報：オキシダント濃度の 1 時間値が、0.12ppm 以上になり、その濃度が継続する場合
警報：オキシダント濃度の 1 時間値が、0.24ppm 以上になり、その濃度が継続する場合

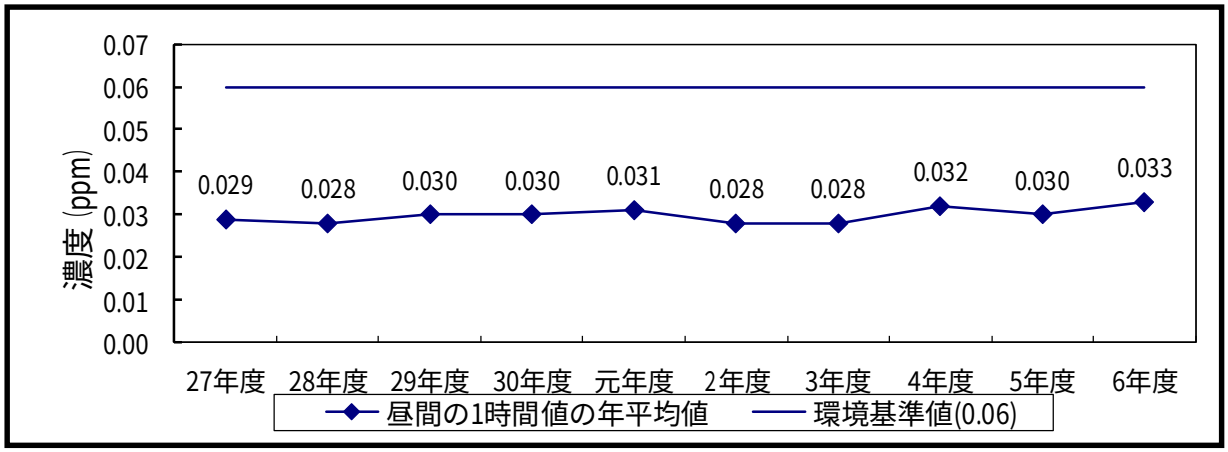

【図 5-5　川西市役所局光化学オキシダント濃度の経年変化（年平均値）】

５）微小粒子状物質（ＰＭ２．５）

【環境基準】１年平均値が 15μg/m³ 以下であり、かつ、１日平均値が 35μg/m³ 以下

平成25年11月から川西市役所局で微小粒子状物質（PM2.5）の測定を行っています。令和６年度の微小粒子状物質の年平均値は、8.3μg/m³、日平均値の年間98%値は、24.9μg/m³ で、短期的評価、長期的評価ともに環境基準に適合しています。

【表 5-8　令和６年度微小粒子状物質の測定結果（川西市役所局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	362
年平均値	μg/m³	8.3
日平均値が 35μg/m³ を超えた日数	日	1
日平均値が 35μg/m³ を超えた日数の有効測定日数に対する割合	%	0.003
日平均値の年間 98%値	μg/m³	24.9
環境基準の適合状況	適○・否×	○

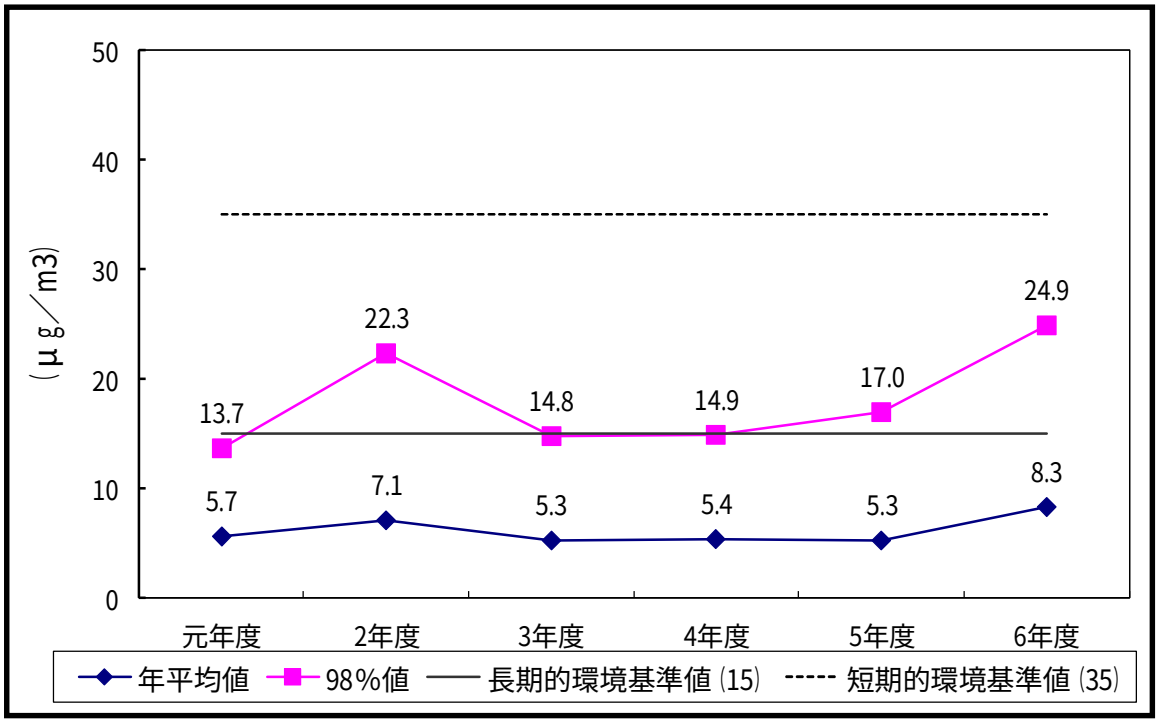

【図 5-6 川西市役所局微小粒子状物質濃度の経年変化（年平均値及び日平均値の 2%除外値）】

６）風向、風速

大気汚染と密接な関係にある気象条件のうち、風向、風速が、大きく影響を及ぼしています。

令和６年度の川西市役所局の風向別の頻度では、年間を通じて北北西（NNW）の風が最も多くなっています。

また、一般環境大気の風速については、年間を通じて 2.1～3.0m/sec の出現回数が最も多く、平均風速では、3.0m/sec となっています。

【表 5-9　令和６年度年間風向頻度表（川西市役所局）】

風向	出現回数	頻度（%）
N　（北）	1,574	(18.0)
NNE　（北北東）	727	(8.3)
NE　（北東）	238	(2.7)
ENE　（東北東）	139	(1.6)
E　（東）	303	(3.5)
ESE　（東南東）	302	(3.5)
SE　（南東）	255	(2.9)
SSE　（南南東）	361	(4.1)
S　（南）	652	(7.5)
SSW　（南南西）	378	(4.3)
SW　（南西）	213	(2.4)
WSW　（西南西）	227	(2.6)
W　（西）	198	(2.3)
WNW　（西北西）	332	(3.8)
NW　（北西）	570	(6.5)
NNW　（北北西）	2,191	(25.0)
カーム	88	(1.0)

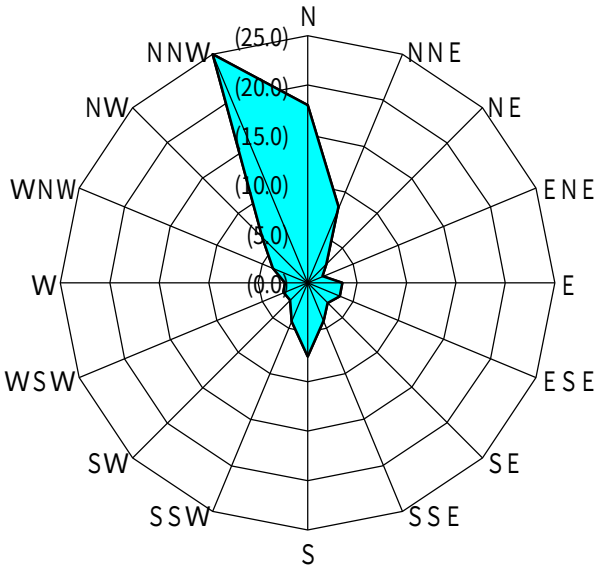

【図 5-7　令和６年度年間風配図（川西市役所局）】

【表 5-10　令和６年度年間風速頻度表（川西市役所局）】

風速（m/sec）	0.0～0.3	0.4～1.0	1.1～2.0	2.1～3.0	3.1～4.0	4.1～5.0	5.1～6.0	6.1～7.0	7.1～
出現時間数(h)	88	709	2,005	2,352	1,691	893	486	287	237
出現率（%）	1.0	8.1	22.9	26.9	19.3	10.2	5.6	3.3	2.8

有効測定日数（日）	364
総測定時間（h）	8,748
平均風速（m/sec）	3.0

２．自動車排出ガス常時測定

大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）の第2条第14項に、「自動車排気ガスとは、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうち環境省令で定めるもの及び同条第3項に規定する原動機付自転車のうち環境省令で定めるものをいう。）の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他人の健康または生活環境に被害を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものをいう。」とされています。

また、この政令で定める物質とは、大気汚染防止法施行令第4条に「一酸化炭素」「炭化水素」「鉛化合物」「窒素酸化物」「粒子状物質」と定められています。

自動車排出ガスについては、道路交通の整備に伴う自動車交通量の増大により、大気の汚染を深刻化させてきましたが、一酸化炭素と鉛化合物については対策が進み、これによる大気環境は改善されてきています。

また、国の「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量削減に関する基本方針」では、令和8年度までに窒素酸化物と粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標にした方針が示されています。

市内では、兵庫県が、平成8（1996）年4月から中国縦貫自動車道、国道176号（バイパス）及び県道尼崎池田線が交差する地点（加茂5丁目）の沿道に、観測局（局名：川西市加茂自動車排気ガス測定局）を設置しており、現在、一酸化炭素（CO）、窒素酸化物（NOx）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）、風向・風速の常時測定を行っています。

また、新名神高速道路の開通にともない（清流台14番2）に、観測局（局名：川西市文珠橋自動車排気ガス測定局）を設置し、窒素酸化物（NOx）、浮遊粒子状物質（SPM）、風向・風速の常時測定を行っています。

なお、測定データの速報値及び確定値は、兵庫県のホームページ「ひょうごの大気環境」で閲覧可能です。

【図 5-8 川西市加茂自動車排気ガス測定局】

【図 5-9 川西市文珠橋自動車排気ガス測定局】

１）一酸化炭素（ＣＯ）

【環境基準】1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下

令和 6 年度加茂自動車排気ガス測定局の一酸化炭素の日平均値の 2％除外値は、0.4ppm で環境基準に適合しています。

【表 5-11　令和 6 年度一酸化炭素の測定結果（加茂自動車排気ガス測定局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8,656
年平均値	ppm	0.3
8 時間値が 20ppm を超えた回数	回	0
日平均値が 10ppm を超えた日数	日	0
1 時間値の最高値	ppm	1.1
日平均値の最高値	ppm	0.5
1 時間値が 30ppm 以上になったことがある日数	日	0
日平均値の 2%除外値	ppm	0.4
日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有・無	無
長期的評価による環境基準の適合状況	適○・否×	○

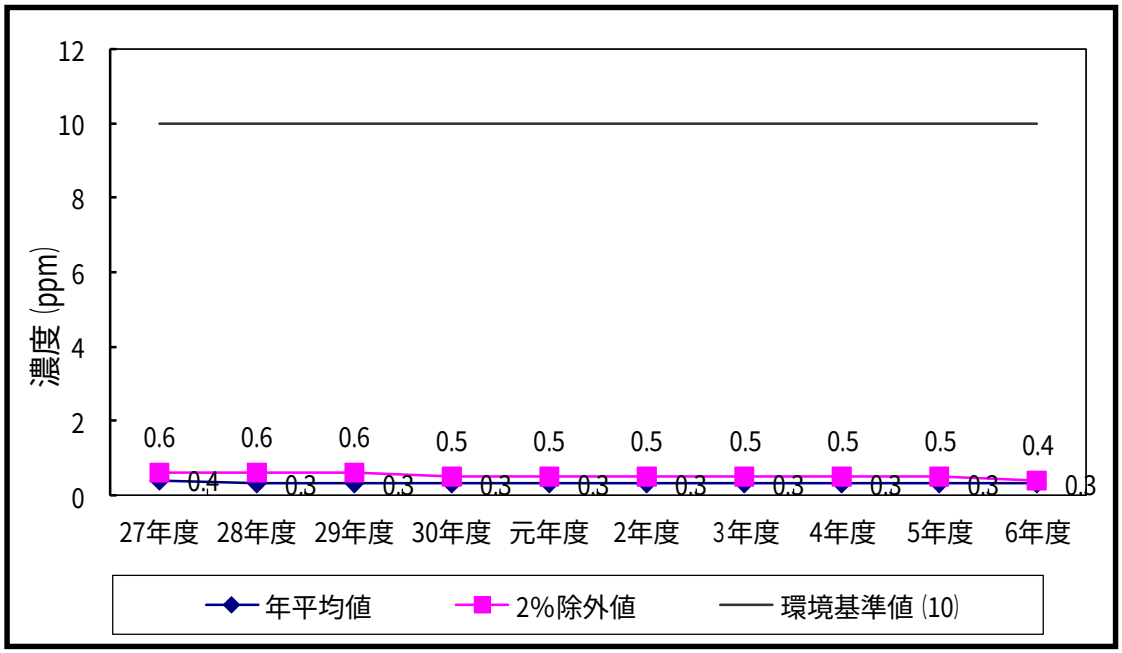

【図 5-10　加茂自動車排気ガス測定局一酸化炭素濃度の経年変化
（年平均値及び日平均値の 2%除外値）】

２）浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

【環境基準】1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m³ 以下

令和 6 年度加茂自動車排気ガス測定局の浮遊粒子状物質の長期的評価は、0.029 mg/m³、短期的評価は、時間値がすべて 0.20 mg/m³ 未満であったため、環境基準に適合しています。

また、令和 6 年度川西文珠橋自動車排気ガス測定局の浮遊粒子状物質の長期的評価は、0.026 mg/m³、短期的評価は、時間値がすべて 0.20 mg/m³ 未満であったため、環境基準に適合しています。

【表 5-12　令和 6 年度浮遊粒子状物質の測定結果（加茂自動車排気ガス測定局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	360
測定時間	時間	8,652
年平均値	mg/m³	0.012
1 時間値が 0.20 mg/m³ を超えた時間数	時間	0
日平均値が 0.10 mg/m³ を超えた日数	日	0
1 時間値の最高値	mg/m³	0.109
日平均値の最高値	mg/m³	0.074
日平均値の 2%除外値	mg/m³	0.029
日平均値が 0.10 mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有・無	無
環境基準の適合状況	適○・否×	○

【表 5-13　令和 6 年度浮遊粒子状物質の測定結果（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8,699
年平均値	mg/m³	0.009
1 時間値が 0.20 mg/m³ を超えた時間数	時間	0
日平均値が 0.10 mg/m³ を超えた日数	日	0
1 時間値の最高値	mg/m³	0.081
日平均値の最高値	mg/m³	0.057
日平均値の 2%除外値	mg/m³	0.026
日平均値が 0.10 mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有・無	無
環境基準の適合状況	適○・否×	○

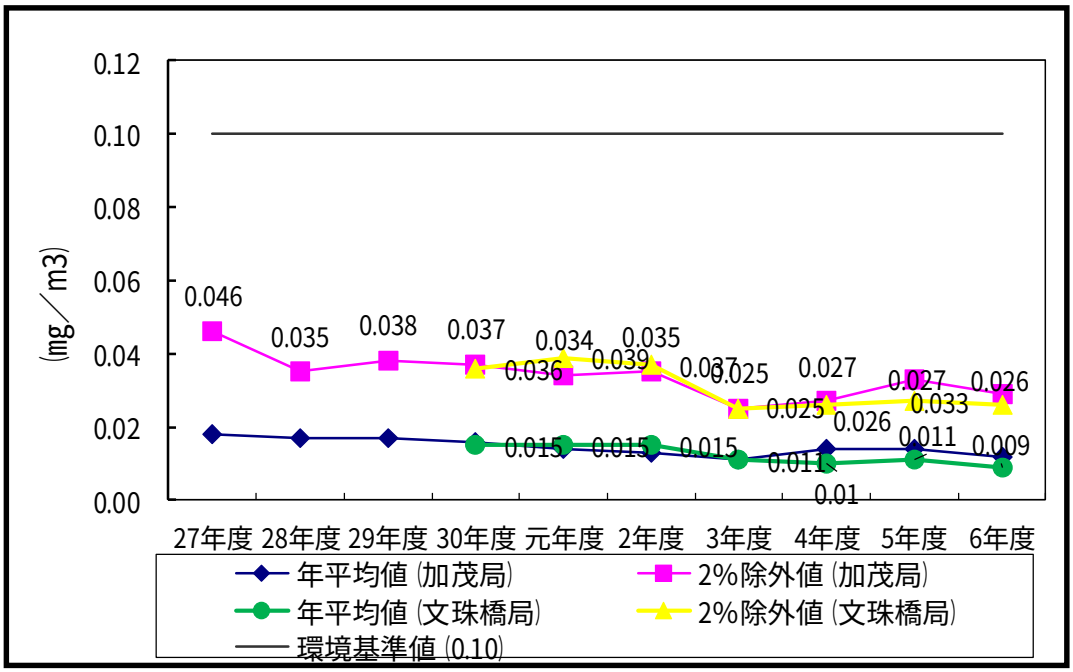

【図 5-11　加茂自動車排気ガス測定局と川西文珠橋自動車排気ガス測定局の浮遊粒子状物質濃度経年変化（年平均値及び日平均値の 2%除外値）】

３）二酸化窒素（ＮＯ$_2$）

【環境基準】1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下

令和 6 年度加茂自動車排気ガス測定局の二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が、0.022ppm であることから、環境基準に適合しています。

また、令和 6 年度川西文珠橋自動車排気ガス測定局も二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が、0.013ppm であることから、環境基準に適合しています。

【表 5-14　令和 6 年度二酸化窒素の測定結果（加茂自動車排気ガス測定局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8,649
年平均値	ppm	0.010
1 時間値の最高値	ppm	0.052
日平均値の最高値	ppm	0.032
1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数	時間	0
1 時間値が 0.1ppm 以上、0.2ppm 以下の時間数	時間	0
日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0
日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日	0
日平均値の年間 98%値	ppm	0.022
環境基準の適合状況	適○・否×	○

【表 5-15　令和 6 年度二酸化窒素の測定結果（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8,650
年平均値	ppm	0.006
1 時間値の最高値	ppm	0.038
日平均値の最高値	ppm	0.019
1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数	時間	0
1 時間値が 0.1ppm 以上、0.2ppm 以下の時間数	時間	0
日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0
日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日	0
日平均値の年間 98%値	ppm	0.013
環境基準の適合状況	適○・否×	○

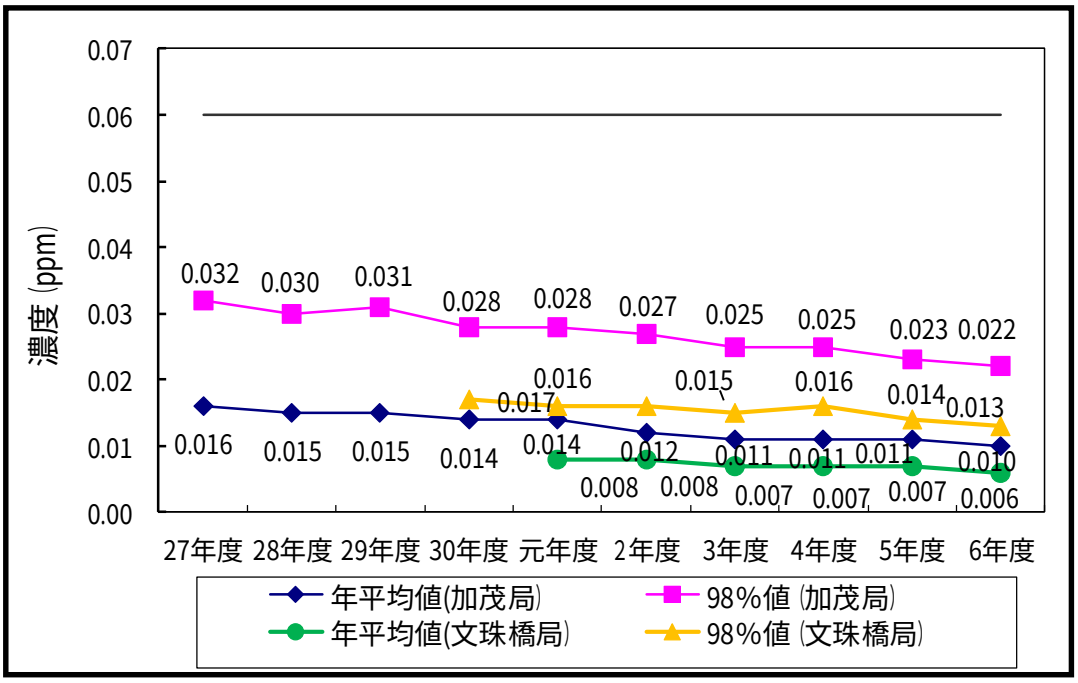

【図 5-12　加茂自動車排気ガス測定局と川西文珠橋自動車排気ガス測定局の二酸化窒素濃度経年変化（年平均値及び日平均値の年間 98%値）】

４）微小粒子状物質（ＰＭ２．５）

【環境基準：１年平均値が 15μg/m³ 以下であり、かつ、１日平均値が 35μg/m³ 以下】

平成２３年度から加茂自動車排気ガス測定局で微小粒子状物質（PM2.5）の測定を行っています。

令和６年度の微小粒子状物質の年平均値は、8.2μg/m³、日平均値の年間９８％値が 23.6μg/m³ で短期的評価、長期的評価ともに環境基準に適合しています。

【表 5-16　令和６年度微小粒子状物質の測定結果（加茂自動車排気ガス測定局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	360
年平均値	μg/m³	8.2
日平均値が 35μg/m³ を超えた日数	日	1
日平均値が 35μg/m³ を超えた日数の有効測定日数に対する割合	%	0.003
日平均値の年間 98%値	μg/m³	23.6
環境基準の適合状況	適○・否×	○

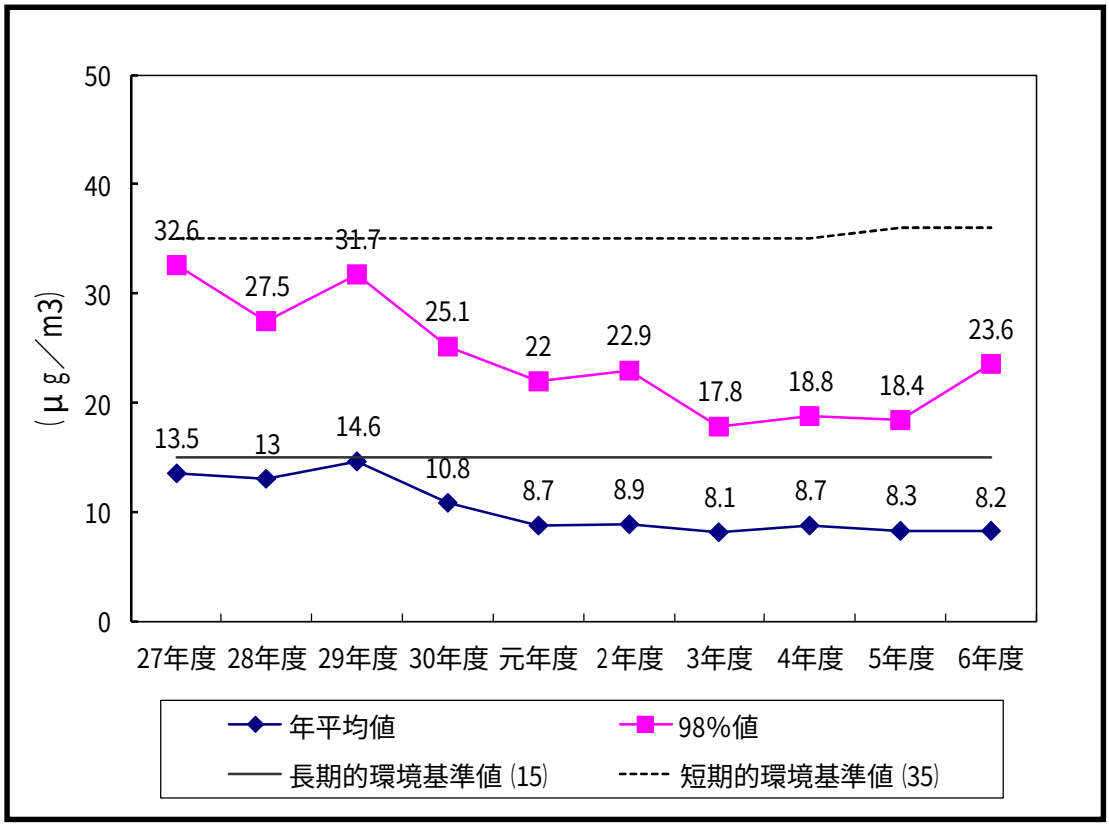

【図 5-13 加茂自動車排気ガス測定局微小粒子状物質濃度の経年変化
（年平均値及び日平均値の 2%除外値）】

５）　風向・風速

川西市加茂自動車排気ガス測定局での風向別の頻度は、年間を通じて北西（NW）の風が最も多くなっています。また風速については、年間を通じて0．4～1．0m/sec の出現回数が最も多く、平均風速では1．2m/sec となっています。

【表 5-17　令和 6 年度年間風向頻度表（加茂自動車排気ガス測定局）】

風向	出現回数	頻度（%）
N　（北）	542	(6.2)
NNE　（北北東）	305	(3.5)
NE　（北東）	245	(2.8)
ENE　（東北東）	377	(4.3)
E　（東）	333	(3.8)
ESE　（東南東）	328	(3.7)
SE　（南東）	235	(2.7)
SSE　（南南東）	236	(2.7)
S　（南）	339	(3.9)
SSW　（南南西）	288	(3.3)
SW　（南西）	364	(4.2)
WSW　（西南西）	335	(3.8)
W　（西）	376	(4.3)
WNW　（西北西）	722	(8.2)
NW　（北西）	1,784	(20.4)
NNW　（北北西）	1,411	(16.1)
カーム	539	(6.2)

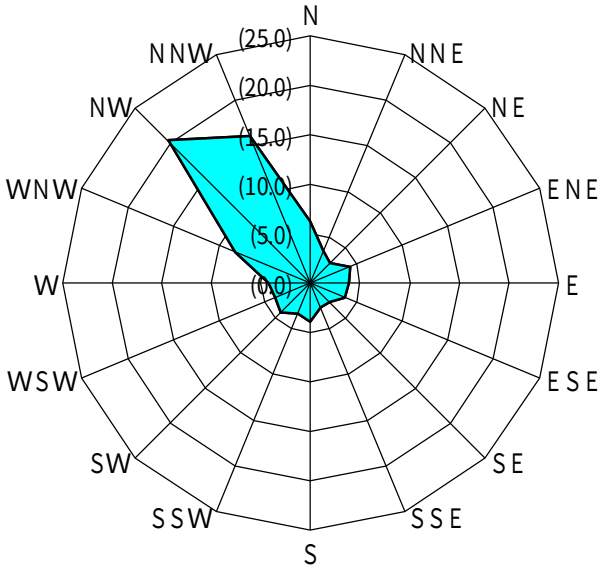

【図 5-14　令和 6 年度年間風配図】

【表 5-18　令和 6 年度年間風速頻度表（加茂自動車排気ガス測定局）】

風速（m/sec）	0.0～0.3	0.4～1.0	1.1～2.0	2.1～3.0	3.1～4.0	4.1～5.0	5.1～6.0	6.1～7.0	7.1～
出現時間数(h)	539	4,421	2,550	914	265	59	8	3	0
出現率（%）	6.2	50.5	29.1	10.4	3.0	0.7	0.1	0.0	0.0

有効測定日数（日）	365
総測定時間（h）	8,759
平均風速（m/sec）	1.2

川西文珠橋自動車排気ガス測定局での風向別の頻度は、年間を通じてカームの風が最も多くなっています。また風速については、年間を通じて0．4～1．0m/sec の出現回数が最も多く、平均風速では0．9m/sec となっています。

【表 5-19　令和６年度年間風向頻度表（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

風向	出現回数	頻度 (%)
N　(北)	538	(6.2)
NNE　(北北東)	279	(3.2)
NE　(北東)	155	(1.8)
ENE　(東北東)	150	(1.7)
E　(東)	431	(4.9)
ESE　(東南東)	366	(4.2)
SE　(南東)	189	(2.2)
SSE　(南南東)	160	(1.8)
S　(南)	135	(1.5)
SSW　(南南西)	220	(2.5)
SW　(南西)	463	(5.3)
WSW　(西南西)	903	(10.3)
W　(西)	1,066	(12.2)
WNW　(西北西)	613	(7.0)
NW　(北西)	420	(4.8)
NNW　(北北西)	520	(6.0)
カーム	2,129	(24.4)

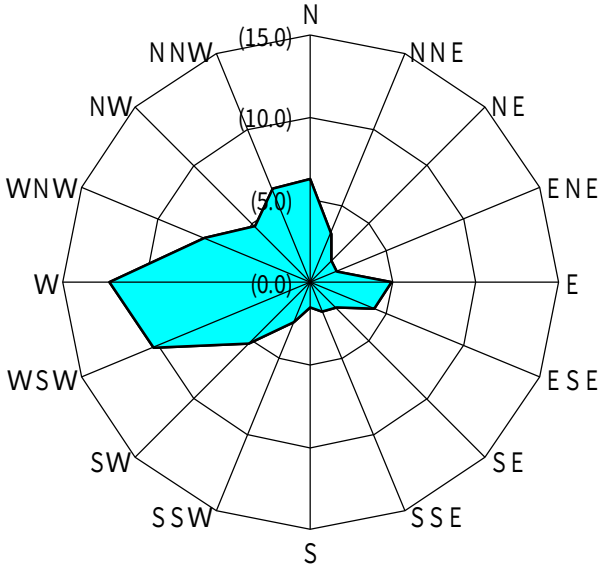

【図 5-15　令和６年度年間風配図
（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

【表 5-20　令和６年度年間風速頻度表（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

風速 (m/sec)	0.0～0.3	0.4～1.0	1.1～2.0	2.1～3.0	3.1～4.0	4.1～5.0	5.1～6.0	6.1～7.0	7.1～
出現時間数(h)	2,129	3,791	2,089	531	149	38	10	0	0
出現率 (%)	24.4	43.4	23.9	6.1	1.6	0.4	0.1	0.0	0.0

有効測定日数 (日)	362
総測定時間 (h)	8,737
平均風速 (m/sec)	0.9

第６章　水質汚濁

人間は、昔から河川や湖、海の沿岸に集まり、文明を発達させてきました。水は、炊事、洗濯、農業用水など、人の生活にとって欠くことのできない重要な資源であるばかりでなく、川辺や海岸は住民の散策、水浴などレクリエーションや憩いの場であり、また広い水域は水産資源の生育の場でもあります。

しかし、人口の増加や産業の発達につれて水利用が活発化し、汚濁物質の量が河川、湖沼、海域等の自然浄化（自浄作用）をこえることによって、水質汚濁が発生しました。さらに、急激な産業の進展、人口の都市集中、生活様式の向上などによって水質汚濁が社会問題となりました。

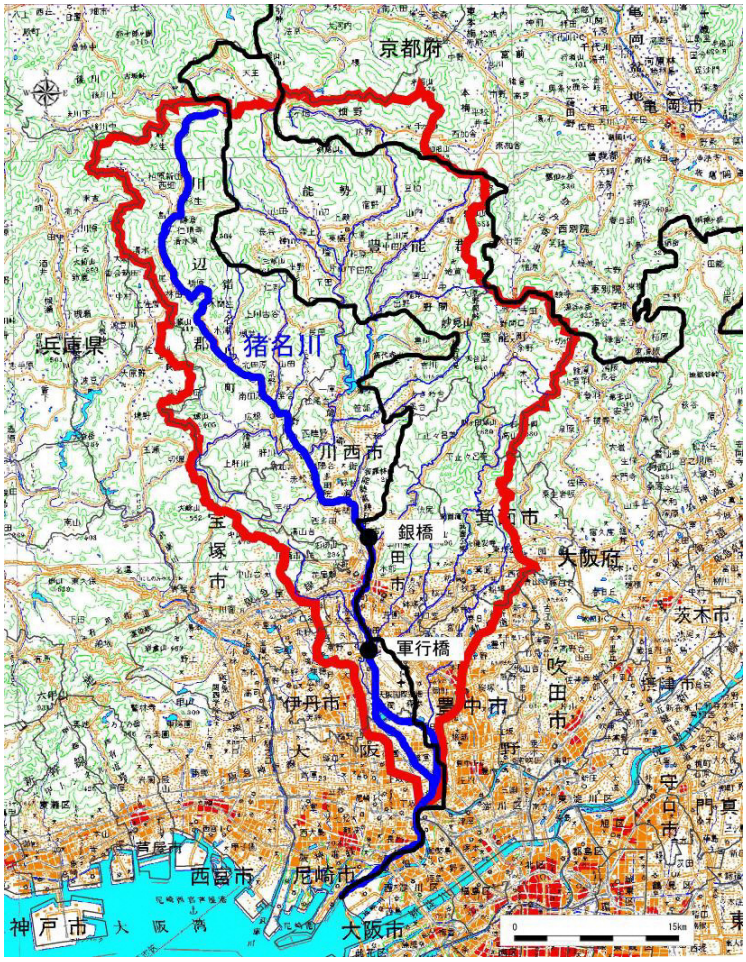

【図 6-1　猪名川流域概要図】

【猪名川上流の概要】

淀川右派川、神崎川の右支川である猪名川は流域面積383km^2、流路延長43kmの一級河川では中小河川に属するが、流域は大阪府、京都府、兵庫県の2府1県にまたがり、8市3町を包括している。

この中に阪神工業地帯の中心である尼崎市をはじめ、大阪の衛星都市群として、豊中、伊丹、川西、池田、箕面市等を擁している。さらに東西を結ぶ交通機関の要衝でもあり、工業は大小6千余りを数え、流域内の資産、人口はともに多く、流域関連人口約180万人、流域資産額約2兆5千億円と推定される。

（資料：1998 日本河川水質年鑑（社）日本河川協会）

環境省ホームページ報道発表資料（H20.4.24）「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の見直しについて」に対する意見の募集（パブリックコメント）についての添付資料 4」より抜粋

第１節　水質汚濁に係る環境基準等

１．水質汚濁に係る環境基準

「水質汚濁に係る環境基準」は、公害対策基本法（昭和４２年法律第１３２号）第９条の規定に基づき昭和４６年に定められました。平成５年に環境基本法（平成５年法律第９１号）が新たに制定され公害対策基本法が廃止されたことにより、この基準は環境基本法第１６条の規定に基づき定められた基準として取り扱われています（最終改定令和５年環境省告示第６号）。また、ダイオキシン類による環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）に基づき定められています（第９章に記載）。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、全公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準」と各公共用水域の水域類型ごとに適用される「生活環境の保全に関する環境基準」があります。

また、平成９年には、地下水の水質汚濁に係る環境基準も定められています。

※ダイオキシン類に関しては第９章に記載しています。

１）　人の健康の保護に関する環境基準

【表 6-1　人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域の水質汚濁に係る環境基準）】

項　目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/Ｌ以下	日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2（規格 38 の備考 11 を除く）及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準付表１に掲げる方法
鉛	0.01mg/Ｌ以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg/Ｌ以下	規格 65.2（規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く）に定める方法（ただし、次の１から３までに掲げる場合にあつては、それぞれ１から３までに定めるところによる。） １　規格 65.2.1 に定める方法による場合　原則として光路長 50㎜ の吸収セルを用いること。 ２　規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格 65.の備考 11 の b）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 ３　規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合　2 に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a)又は b）に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/Ｌ以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/Ｌ以下	水質汚濁に係る環境基準付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	水質汚濁に係る環境基準付表 3 に掲げる方法
ＰＣＢ	検出されないこと。	水質汚濁に係る環境基準付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法

四塩化炭素	0.002mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/Ｌ以下	水質汚濁に係る環境基準付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/Ｌ以下	水質汚濁に係る環境基準付表 6 の第１又は第２に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/Ｌ以下	水質汚濁に係る環境基準付表 6 の第１又は第２に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/Ｌ以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/Ｌ以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/Ｌ以下	規格 34.1(規格 34 の備考 1 を除く)若しくは 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34.1.1c）（注⑵第三文及び規格 34 の備考 1 を除く）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び水質汚濁に係る環境基準付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/Ｌ以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/Ｌ以下	水質汚濁に係る環境基準付表 8 に掲げる方法

【備考】

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2） 生活環境の保全に関する環境基準

【表 6-2 生活環境の保全に関する環境基準（河川)】

ア

類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	生物科学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	
AA	水道1級･自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg／L以下	25mg／L以下	7.5mg／L以上	20CFU／100ml以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級･水産1級･水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg／L以下	25mg／L以下	7.5mg／L以上	300CFU／100ml以下	
B	水道3級･水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg／L以下	25mg／L以下	5mg／L以上	1,000CFU／100ml以下	
C	水産3級･工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg／L以下	50mg／L以下	5mg／L以上	－	
D	工業用水2級･農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg／L以下	100mg／L以下	2mg／L以上	－	
E	工業用水3級環境保全	6.0以上8.5以下	10mg／L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg／L以上	－	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	水質汚濁に係る環境基準付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	水質汚濁に係る環境基準付表10に掲げる方法	

【備考】

1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90％水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/l 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる）。

4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml以下とする。

5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

6 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注１ 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注２ 水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注３ 水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用

水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

注４ 工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの

注５ 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			当該水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg／L以下	0.001mg／L以下	0.03mg／L以下	第１の２の⑵により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg／L以下	0.0006mg／L以下	0.02mg／L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg／L以下	0.002mg／L以下	0.05mg／L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg／L以下	0.002mg／L以下	0.04mg／L以下	
測定方法		規格53に定める方法	水質汚濁に係る環境基準付表11に掲げる方法	水質汚濁に係る環境基準付表12に掲げる方法	

1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

２．水質に係る要監視項目と指針値

①人の健康の保護に係る項目

要監視項目とは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、平成5年3月に設定されたものです。その後、平成11年2月、平成16年3月、平成21年11月及び令和2年5月に改正が行われ、現在は27項目が設定されています。

【表 6-3　人の健康の保護に係る要監視項目及び指針値（公共水域）】

項目	指針値	備考
クロロホルム	0.06 mg/Ｌ以下	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/Ｌ以下	
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/Ｌ以下	
ｐ-ジクロロベンゼン	0.2 mg/Ｌ以下	
イソキサチオン	0.008 mg/Ｌ以下	
ダイアジノン	0.005 mg/Ｌ以下	
フェニトロチオン(ＭＥＰ)	0.003 mg/Ｌ以下	
イソプロチオラン	0.04 mg/Ｌ以下	
オキシン銅(有機銅)	0.04 mg/Ｌ以下	
クロロタロニル(ＴＰＮ)	0.05 mg/Ｌ以下	
プロピザミド	0.008 mg/Ｌ以下	
ＥＰＮ	0.006 mg/Ｌ以下	
ジクロルボス(ＤＤＶＰ)	0.008 mg/Ｌ以下	
フェノブカルブ(ＢＰＭＣ)	0.03 mg/Ｌ以下	
イプロベンホス(ＩＢＰ)	0.008 mg/Ｌ以下	
クロルニトロフェン（ＣＮＰ）	－	
トルエン	0.6 mg/Ｌ以下	
キシレン	0.4 mg/Ｌ以下	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/Ｌ以下	
ニッケル	－	
モリブデン	0.07 mg/Ｌ以下	
アンチモン	0.02 mg/Ｌ以下	
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/Ｌ以下	
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/Ｌ以下	
全マンガン	0.2 mg/Ｌ以下	
ウラン	0.002 mg/Ｌ以下	
PFOS 及び PFOA	0.00005 mg/Ｌ以下(暫定)	

1　PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、有機フッ素化合物（PFAS）の一種。PFOS･ＰＦＯＡは、撥水性と撥油性を併せ持つ特異な物質として様々な表面処理の用途に使われてきました。しかし、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という特性があることから、環境への排出が継続された場合の将来への影響を未然に防止するために、現在では製造や輸入が禁止されております。

②水生生物の保全に係る項目

「生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」についても、平成15年11月に要監視項目が設定されました。その後、平成25年3月に改正が行われ、現在6項目が設定されています。

【表 6-4　水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値】

項目	指針値（淡水域）			
	生物Ａ類型	生物特Ａ類型	生物Ｂ類型	生物特Ｂ類型
クロロホルム	0.7 mg/Ｌ以下	0.006 mg/Ｌ以下	3 mg/Ｌ以下	3 mg/Ｌ以下
フェノール	0.05 mg/Ｌ以下	0.01 mg/Ｌ以下	0.08 mg/Ｌ以下	0.01 mg/Ｌ以下
ホルムアルデヒド	1 mg/Ｌ以下	1 mg/Ｌ以下	1 mg/Ｌ以下	1 mg/Ｌ以下
4-t-オクチルフェノール	0.001 mg/Ｌ以下	0.0007 mg/Ｌ以下	0.004 mg/Ｌ以下	0.003 mg/Ｌ以下
アニリン	0.02 mg/Ｌ以下	0.02 mg/Ｌ以下	0.02 mg/Ｌ以下	0.02 mg/Ｌ以下
2,4-ジクロロフェノール	0.03 mg/Ｌ以下	0.003 mg/Ｌ以下	0.03 mg/Ｌ以下	0.02 mg/Ｌ以下

３．水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水質類型指定

環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）については、国又は都道府県が水質汚濁の防止を図る必要のある公共水域ごとに類型を指定することで、環境基準値を具体的に決定されることとなっています。

川西市内を流れる「猪名川水域」については、大阪府、京都府と兵庫県の2府1県にまたがることから国が類型指定を行っており、平成20年の見直しにより下記のとおり告示されています。

ア

水系	水域の名称	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日(告示番号)
淀川	猪名川上流	箕面川合流点より上流	A	イ	平成 21 年 3 月 31 日 （環境省告示第 14 号）

イ（水性生物の保全に関する環境基準の水域類型の指定）

水系	水域の名称	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日(告示番号)
淀川	猪名川(1)	ゴルフ橋(虫生地点)より上流	生物Ａ	イ	平成 21 年 11 月 30 日 （環境省告示第 80 号）
	猪名川(2)	ゴルフ橋(虫生地点)より下流	生物Ｂ	イ	

（注） 達成期間の分類は次の通りとする。

「イ」は、直ちに達成。

「ロ」は、5 年以内で可及的速やかに達成。

「ハ」は、5 年を超える期間で可及的速やかに達成。

第２節　猪名川及び猪名川に流入する主要河川の水質測定

１．測定地点

本市における河川の汚濁状況を把握するため、図６－２に示す１２地点で測定を実施しています。

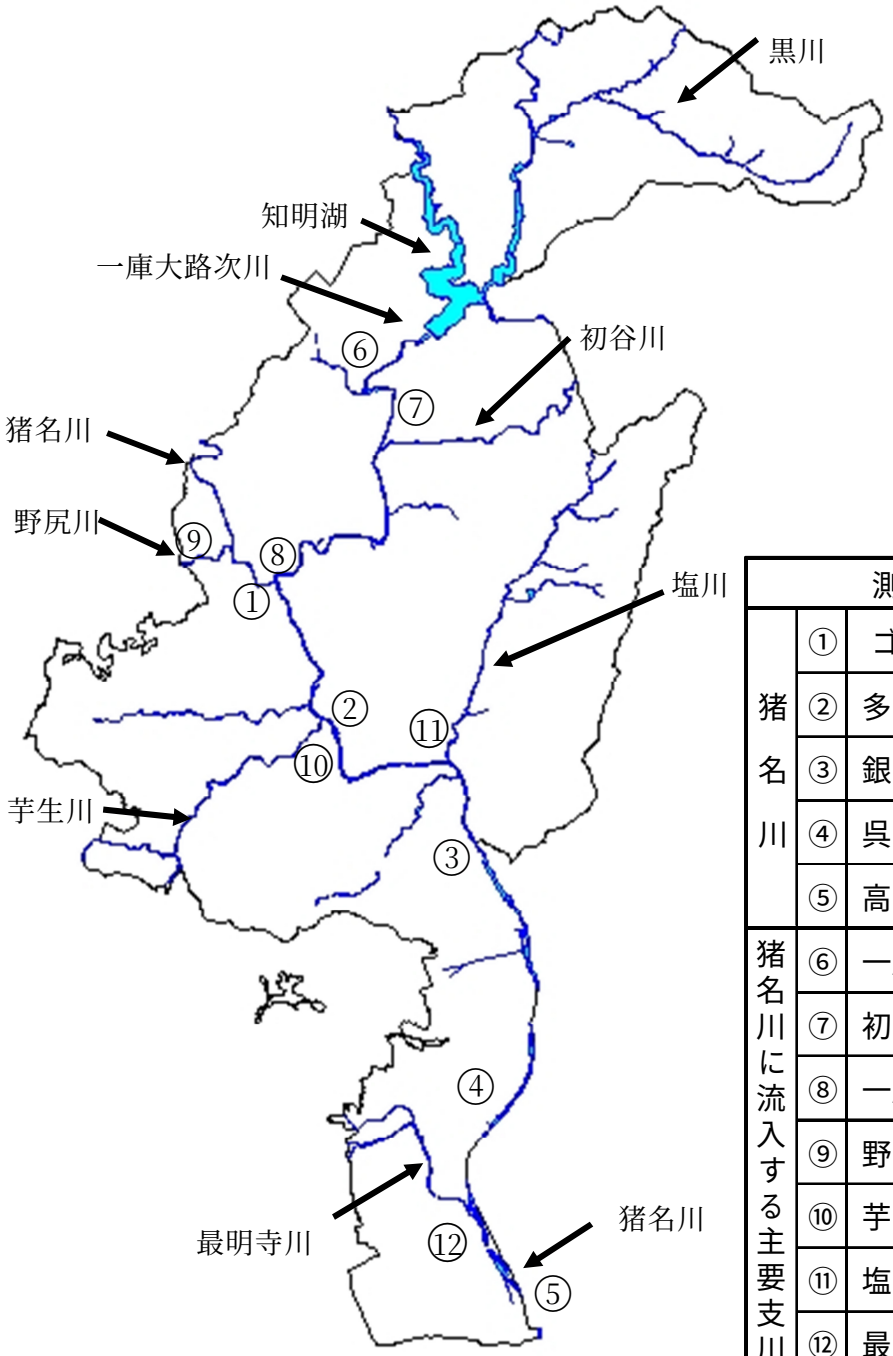

測定地点		
猪名川	①	ゴルフ橋
	②	多田浄水場取水点
	③	銀橋
	④	呉服橋
	⑤	高木井堰
猪名川に流入する主要支川	⑥	一庫大路次川鎌瀬井堰
	⑦	初谷川流末
	⑧	一庫大路次川流末
	⑨	野尻川流末
	⑩	芋生川流末
	⑪	塩川流末
	⑫	最明寺川流末

【図 6-2　水質測定地点図】

２．水質汚濁の現況

１）健康項目等

令和6年度は、猪名川（多田浄水場取水点）で 6 月、8 月、11 月、2 月に健康項目（環境基準が定められている項目のうち人の健康の保護に関する物質）と要監視項目（人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準を定めず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断される物質）について測定しました。その結果は、いずれも環境基準値及び指針値を下回っていました。

【表 6-5　健康項目の環境基準及び要監視項目の指針値適合状況】

健康項目		要監視項目	
項目名	適合状況	項目名	適合状況
カドミウム	2/2	クロロホルム	2/2
全シアン	2/2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	2/2
鉛	2/2	1,2-ジクロロプロパン	2/2
六価クロム	2/2	p-ジクロロベンゼン	2/2
砒素	2/2	イソキサチオン	2/2
総水銀	2/2	ダイアジノン	2/2
アルキル水銀	2/2	フェニトロチオン	2/2
PCB	2/2	イソプロチオラン	2/2
ジクロロメタン	2/2	オキシン銅	2/2
四塩化炭素	2/2	クロロタロニル	2/2
1,2－ジクロロエタン	2/2	プロピザミド	2/2
1,1-ジクロロエチレン	2/2	EPM	2/2
シス-1,2-ジクロロエチレン	2/2	ジクロルボス	2/2
1,1,1-トリクロロエタン	2/2	フェノブカルブ	2/2
1,1,2-トリクロロエタン	2/2	イプロベンホス	2/2
トリクロロエチレン	2/2	クロルニトロフェン	-
テトラクロロエチレン	2/2	トルエン	2/2
1,3-ジクロロプロペン	2/2	キシレン	2/2
チウラム	2/2	フタル酸ジエチルヘキシル	2/2
ジマジン	2/2	ニッケル	-
チオベンカルブ	2/2	モリブデン	2/2
ベンゼン	2/2	アンチモン	2/2
セレン	2/2	塩化ビニルモノマー	2/2
硝酸及び亜硝酸性窒素	2/2	エピクロロヒドリン	2/2
ふっ素	2/2	全マンガン	2/2
ほう素	2/2	ウラン	2/2
1,4-ジオキサン	2/2	PFOS及びPFOA（令和6年度より）	1/1
合計	54/54	合計	49/49

【備考】

1　m/n：（環境基準もしくは水質環境目標に適合しているデータ数）/（全測定データ数）

2　要監視項目の内、クロルニトロフェン及びニッケルの指針値は削除されています。

3　本市では、令和 6 年度から要監視項目に PFOS 及び PFOA を追加しています。

また、平成7年1月の阪神淡路大震災以降に、猪名川及び支川で環境基準を上回る濃度の砒素が検出されたことから、河川水中の砒素に関して継続監視しております。

令和6年度は、多田浄水場取水点で2回の他、ゴルフ橋、銀橋、呉服橋、高木井堰、野尻川流末、塩川流末の7カ所で実施しました。測定結果は、6地点で環境基準を達成していました。令和4年度から令和6年度の結果において塩川流末では、0.003mg/L から0.019mg/L の範囲内で推移していますが、引き続き経過を注視していきます。

【表 6-6　猪名川水系における砒素の測定結果の状況】　　単位：mg/L

番号	測定地点	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		R4.5.20	R4.8.23	R4.11.22	R5.2.6	R5.5.22	R5.8.28	R5.11.13	R6.2.19	R6.5.22	R6.8.22	R6.11.13	R7.2.18
①	ゴルフ橋				0.001				0.001				0.002
②	多田浄水場取水点		0.002		0.001		0.002		0.001		0.003		0.002
③	銀橋				0.001				0.002				0.003
④	呉服橋				0.003				0.004				0.005
⑤	高木井堰				0.003				0.003				0.004
⑨	野尻川流末				0.007				0.007				0.007
⑪	塩川流末	0.015	0.007	0.008	0.003	0.011	0.018	0.010	0.017	0.013	0.015	0.014	0.019

※環境基準　0.01mg/L 以下（P49 参照）

本市では、令和6年度よりＰＦＯＳ･ＰＦＯＡについて、猪名川本流部の2か所（ゴルフ橋、多田浄水場取水点）を含む１２箇所で、年1回（8月）に測定しています。令和6年度の測定結果は、１２か所とも環境基準を達成していました。

２）生活環境項目

令和6年度は、概ね環境基準に適合しているものの、大腸菌、pH の数値で一部環境基準に不適合がありました。

大腸菌数が、基準値超過した理由は、一般的に人や動物などの排泄物による影響、上流における肥料の散布などが考えられます。また、pH の増加については、一般的に河川が富栄養な環境や水温が高い環境では藻類（植物プランクトン）が増殖し、二酸化炭素を光合成に利用（消費）することで、pH がアルカリ性に傾くことが多いです。

生活環境項目について、引き続き経過を注視していきます。

【表 6-7　令和 6 年度生活環境項目の調査結果（猪名川）】

河川名	地点番号	測定項目	ｐＨ									ＤＯ(mg/L)									ＢＯＤ(mg/L)											
			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		地点名	平均値	最小値 最大値	n n	平均値	最小値 最大値	n n	平均値	最小値 最大値	n n	平均値	最小値 最大値	n n	平均値	最小値 最大値	n n	平均値	最小値 最大値	n n	平均値	75%値	最小値 最大値	n n	平均値	75%値	最小値 最大値	n n	平均値	75%値	最小値 最大値	n n
猪名川	①	ゴルフ橋	8.0	7.6 8.5	12 12	8.0	7.5 8.7	11 12	7.8	7.6 8.0	12 12	10.9	8.0 14	12 12	10.8	9.8 13	12 12	9.9	7.6 13	12 12	0.8	0.9	<0.5 1.1	12 12	0.6	0.6	<0.5 1.4	12 12	0.8	0.8	0.5 1.1	12 12
	②	多田浄水場取水点	8.0	7.7 8.2	12 12	8.0	7.6 8.5	12 12	7.9	7.7 8.0	12 12	10.3	7.7 12	12 12	10.4	8.8 12	12 12	9.8	8.1 12	12 12	0.7	0.7	<0.5 1.0	12 12	0.6	0.6	<0.5 1	12 12	0.9	1.0	0.5 1.5	12 12
	③	銀　橋	8.2	7.8 8.7	10 12	8.3	7.8 8.9	8 12	8.3	7.7 9.2	8 12	10.9	8.5 13	12 12	10.6	9.4 12	12 12	10.6	7.5 14	12 12	0.6	0.6	<0.5 0.8	12 12	0.6	0.7	<0.5 0.9	12 12	1.0	1.3	0.5 1.5	12 12
	④	呉服橋	8.3	7.8 8.9	10 12	8.4	7.8 9.2	7 12	8.6	7.8 9.2	5 12	10.8	7.9 13	12 12	11.3	10.0 13	12 12	10.7	8.4 15	12 12	0.8	0.9	<0.5 1.4	12 12	0.6	0.7	<0.5 0.8	12 12	1.0	1.1	0.6 1.4	12 12
	⑤	高木井堰	8.0	7.8 8.4	12 12	8.1	7.8 8.6	11 12	8.4	7.8 9.3	9 12	10.0	7.9 12	12 12	10.1	8.1 12	12 12	10.3	8.0 12	12 12	0.7	0.8	<0.5 1.1	12 12	0.6	0.7	<0.5 0.9	12 12	1.0	1.1	0.6 1.3	12 12
（m＝環境基準適合数）の計			56			49			46			60			60			60			60				60				60			
（n＝測定回数）の計			60			60			60			60			60			60			60				60				60			

※BOD75%値について、検出下限値が 0.5mg/Lであるため、計測値が 0.5mg/Lより小さい場合は 0.5mg/Lとして平均値を算出しています。

BOD75%値･･･BOD（生物化学的酸素要求量）の年間測定データのうち、低い方から数えて 75%目

河川名	地点番号	測定項目	ＳＳ(mg/L)									大腸菌数(MPN/100mL以下)								
			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		地点名	平均値	最小値 最大値	m n	平均値	最小値 最大値	m n	平均値	最小値 最大値	m n	平均値	最小値 最大値	m n	平均値	最小値 最大値	m n	平均値	最小値 最大値	m n
猪名川	①	ゴルフ橋	1.9	<1 3	12 12	1.7	1 4	12 12	1.4	<1 3	12 12	120	17 300	12 12	231	20 1，900	11 12	114	30 190	12 12
	②	多田浄水場取水点	2.3	1 5	12 12	2.4	1 4	12 12	2.4	1 4	12 12	82	19 180	12 12	178	43 1，200	11 12	164	42 310	11 12
	③	銀　橋	2.1	<1 4	11 12	4.3	1 28	11 12	2.3	1 6	12 12	75	19 170	12 12	108	48 470	11 12	135	14 700	11 12
	④	呉服橋	3.7	1 7	12 12	3.6	1 14	12 12	2.3	1 4	12 12	140	43 580	11 12	157	34 790	11 12	259	22 1,200	10 12
	⑤	高木井堰	4.6	1 12	12 12	2.1	1 4	12 12	2.6	1 6	12 12	137	26 580	11 12	94	7 320	11 12	45	2 92	12 12
（m＝環境基準適合数）の計			59			59			60			58			55			56		
（n＝測定回数）の計			60			60			60			60			60			60		

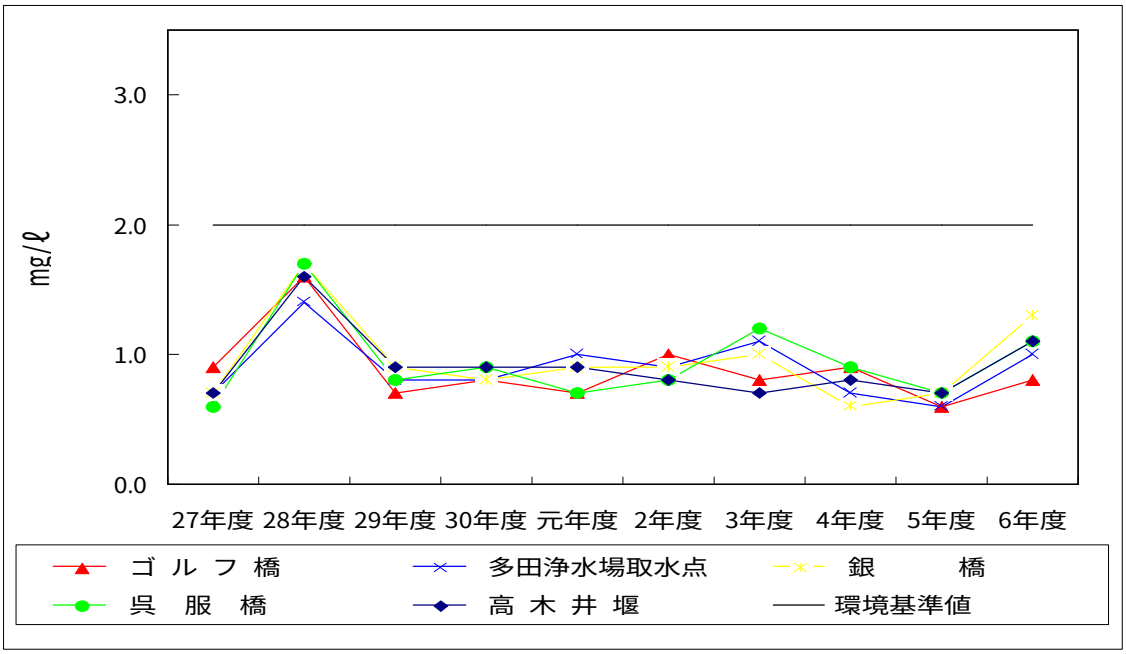

【図 6-3　猪名川におけるＢＯＤ75%値の経年変化】

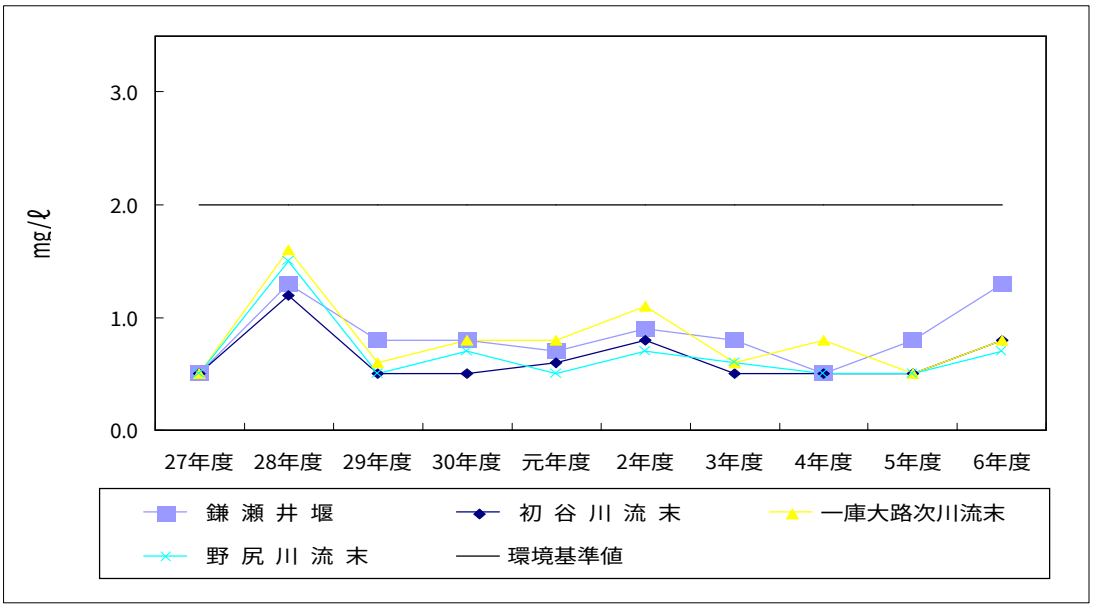

【図 6-4　猪名川に流入する各主要４河川のＢＯＤ75%値の経年変化】

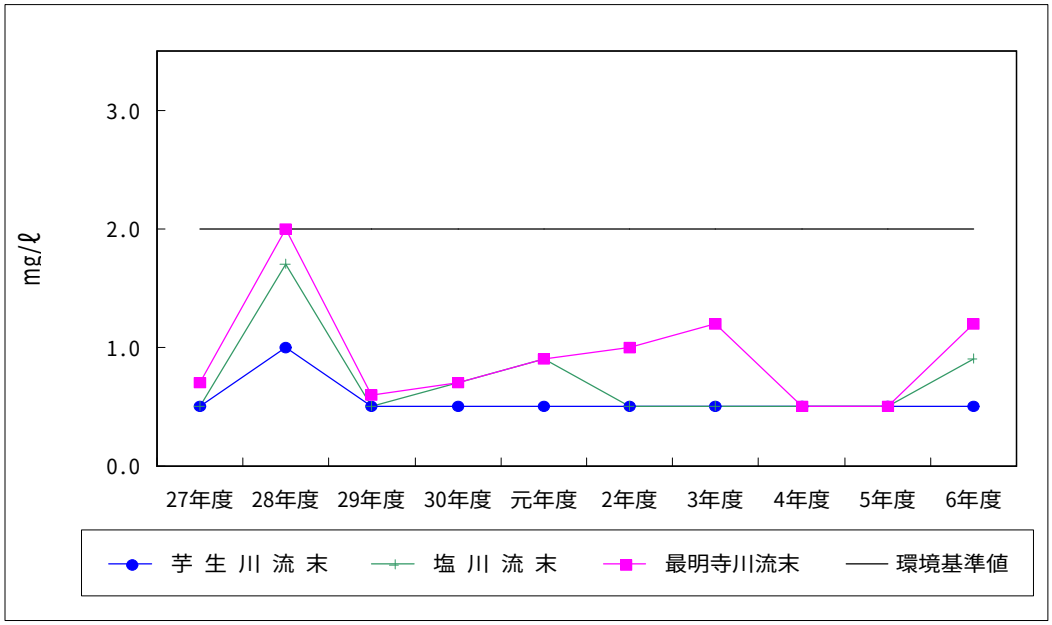

【図 6-5　猪名川に流入する各主要河川のＢＯＤ75%値経年変化】

※上記グラフにおける BOD75%値について、検出下限値が 0.5mg/Lであるため、計測値が 0.5mg/Lより小さい場合は 0.5mg/Lとして表示しています。

３）水生生物の生息状況の適応性

本市では、亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩基（ＬＡＳ）について、猪名川本流部の2か所（ゴルフ橋、多田浄水場取水点）で、年4回測定しています。令和6年度の測定結果は、2か所とも環境基準を達成していました。

【表 6-8　全亜鉛の年間測定平均値】　単位：mg/L

	測定地点	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	ゴルフ橋	0.009	0.007	0.007
②	多田浄水場取水点	0.005	0.006	0.005

【表 6-9　ノニルフェノールの年間測定平均値】　単位：mg/L

	測定地点	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	ゴルフ橋	＜0.00006	＜0.00006	＜0.00006
②	多田浄水場取水点	＜0.00006	＜0.00006	＜0.00006

【表 6-10　ＬＡＳの年間測定平均値】　単位：mg/L

	測定地点	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	ゴルフ橋	＜0.0006	＜0.0006	0.0007
②	多田浄水場取水点	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006

４）その他の項目

環境基準値は定められてはいませんが、人畜による糞便汚染の指標となる塩化物イオンや生活排水汚染の指標となるＭＢＡＳ（メチレンブルー活性物質･合成洗剤の主成分）について、猪名川本流部5地点及び主要河川1地点で年2回測定しています。

【表 6-11　その他の項目の年間測定平均値】　単位：mg/L

河川名	地点番号	測定地点名	塩化物イオン (mg/L)	ＭＢＡＳ (mg/L)
猪名川	①	ゴ ル フ 橋	11.0	0.01
	②	多田浄水場取水点	8.0	0.01
	③	銀　橋	13.0	0.01
	④	呉 服 橋	12.5	0.02
	⑤	高 木 井 堰	12.0	0.02
一庫大路次川	⑥	鎌 瀬 井 堰	5.5	0.01

第３節　ゴルフ場での使用農薬に関する水質その他の水質調査

環境省は、ゴルフ場における農薬使用の適正化を推進し、水質汚濁の防止を図る観点から、平成2年5月に、ゴルフ場の排出水の農薬濃度に係る上限としての水濁指針値を定め、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を策定しました。

平成 29 年3月には、水濁指針値に加え、生態系保全の観点から水産動植物被害の防止のための水産指針値を新たに定め、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」を策定しました。その後、平成 30 年の農薬取締法改正に係る令和2年4月1日施行内容を踏まえ、令和2年3月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」を策定しました。

兵庫県では、平成元年4月に「ゴルフ場における農薬等の安全使用に関する指導要綱」を施行し、農薬の適正な使用を各ゴルフ場に対して指導をしています。

本市では、暫定指導指針が定められたことにともない、平成2年度からこれらゴルフ場での使用農薬に関する水質調査を継続して実施していましたが、市の行財政改革の推進に伴い、令和3年度を以て調査を終了しました。

兵庫県下における令和5年度の調査結果は、調査した全てのゴルフ場で暫定指導指針値を下回っていました。令和7年 8 月末日時点では、令和6年度の結果は未だ公表されていませんが、環境省のホームページにて順次公表されます。

（環境省 URL：https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf_chosa.html）

第７章　騒音、振動

騒音とは、一般に「好ましくない音」「無い方がよい音」と定義されていますが、好ましい音かそうでない音かはそれを聞く人の主観的･感覚的な判断によります。

騒音は、大気汚染･水質汚濁に比べ、局所的･多発的であり、発生してから短時間で消えていく一過性の性質があり、発生源から被害者までの距離も比較的短く、さらに感情問題も伴い苦情にはさまざまなものがあります。

騒音には、機械の稼働による工場･事業場騒音、道路･建物の建設等に伴う建設作業騒音、鉄道･自動車等による交通騒音、スナック店などのカラオケ等による深夜営業騒音のほか、いわゆる近隣騒音と呼ばれるクーラー･ステレオ･ピアノ等の騒音など、身近な生活に結びついたものもあります。

騒音に係る環境基準は、昭和46年に設定されましたが、騒音影響に関する研究の進展、騒音測定技術の向上及び国際的な動向を踏まえ、環境庁は、平成11年4月に騒音に係る改正環境基準を施行し、評価手法として、騒音レベル中央値（L_{A50}）から等価騒音レベル（L_{Aeq}）に変更するとともに、環境基準値や地域の類型及び時間の区分の見直しを行いました。

公害としての振動については、工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させることで物的被害を与えるなど私たちの日常生活に影響を与えるものをいいます。公害振動の伝搬距離は、発生源から100m以内（例外的なものを除く）で、その大きさは、地震でいうところのおおよそ震度1（微震）から震度3（弱震）の範囲内です。

また、音として通常聞こえる空気振動のうち、周波数20Hz～100Hz の低い周波数の音と、音としては通常聞こえない20Hz 以下の空気振動を、まとめて「低周波音」と呼んでいます。環境省では、近年増加傾向にある「低周波音問題」の対応のため、平成16年に「低周波音問題対応の手引書」を策定し公表しています。

【表 7-1　騒音の大きさの例】

120dB	飛行機エンジン近く
110dB	自動車の警笛（前方 2m）、リベット打ち
100dB	電車が通る時のガード下
90dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
80dB	地下鉄の車内、電車の車内
70dB	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車、普通の会話
50dB	静かな事務所
40dB	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉のふれ合う音、置き時計の秒針の音（前方 1m）

兵庫県ホームページ「ひょうごの環境」より

第１節　環境基準及び要請限度

１．騒音の環境基準

環境基本法第16条において、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が設定されています。騒音については、地域の類型及び時間の区分ごとに環境基準が定められています。

(1)　一般地域における騒音の環境基準

【表 7-2　一般地域における環境基準】

地域の類型	基準値		該当地域の目安（※）
	昼間	夜間	
ＡＡ （特に静穏を要する地域）	50dB 以下	40dB 以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域 ※本市に該当する地域はありません。
A （専ら住居の用に供される地域）	55dB 以下	45dB 以下	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B （主として住居の用に供される地域）			第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
C （相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）	60dB 以下	50dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 1. 各類型の指定は、原則、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に定める用途地域に準拠して指定していますがあくまでも目安です。
注 2.「時間の区分」は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

(2)　道路に面する地域における環境基準

【表 7-3　道路に面する地域における環境基準】

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		

【備考】車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
　この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 7-3 にかかわらず特例として、表 7-4 に掲げるとおりとする。

【表 7-4　幹線交通を担う道路に接近する地域の環境基準】

幹線交通を担う道路に近接する空間	昼間	夜間
	70dB 以下	65dB 以下
【備考】個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内へ透過する騒音にかかる基準（昼間 45dB 以下、夜間 40dB 以下）によることができる。		

注 1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等をいう。
注 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその囲を特定する。
① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路‥‥15m
② 2 車線を超える車線を有する道路‥‥20m

２．自動車騒音の要請限度

騒音規制法第17条の規定により、市町村長が法に基づく騒音の測定を行った場合、指定区域内における自動車騒音が環境省令で定める限度（許容限度･表7－5）を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定に基づく措置をとるよう要請することができます。

また、必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができます。

【表 7-5　道路交通騒音に係る要請限度】

区　域　の　区　分	昼間	夜間
ａ区域及びｂ区域のうち１車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
ａ区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
ｂ区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域及びｃ区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注1　区域区分の指定は、原則、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 条に定める用途地域に準拠して指定（a 区域、b 区域、c区域はそれぞれ環境基準の地域の類型A、B、Cと同じ用途地域）していますが、あくまでも目安です。

注2　時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

【表 7-6　幹線交通を担う道路に接近する区域の要請限度】

幹線交通を担う道路に近接する空間	昼間	夜間
	75db 以下	70db 以下

注１「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等をいう。

注２「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその囲を特定する。

① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路‥‥15m

② 2 車線を超える車線を有する道路‥‥20m

注３　時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

３．道路交通振動の要請限度

振動規制法第16条の規定により、市町村長が法に基づく振動の測定を行った場合、指定区域内における道路交通振動が環境省令で定める限度（要請限度・表 7-7）を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持または修繕の措置を執るべきことを要請したり、または、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。

【表 7-7　道路交通振動の要請限度】

時間区分 / 区域区分	昼間	夜間
	午前７時から午後８時まで	午後８時から翌日の午前７時まで
第一種区域	65dB	60dB
第二種区域	70dB	65dB

注１　区域区分の指定は、原則、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第８条第１項第１条に定める用途地域に準拠して指定していますが、あくまでも目安です。

注２　第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域　第二種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注３　学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は、上記表に定める値以下当該値から５デシベル減じた値以上とする。（振動規制法施行規則第 12 条）

第２節　一般地域等における環境騒音の現況

１．測定地点

本市における環境騒音の現況を把握するため、令和6年度は、A地域3地点、B地域3地点、C地域1地点の合計7地点（図7－1）で環境騒音測定を実施しました。

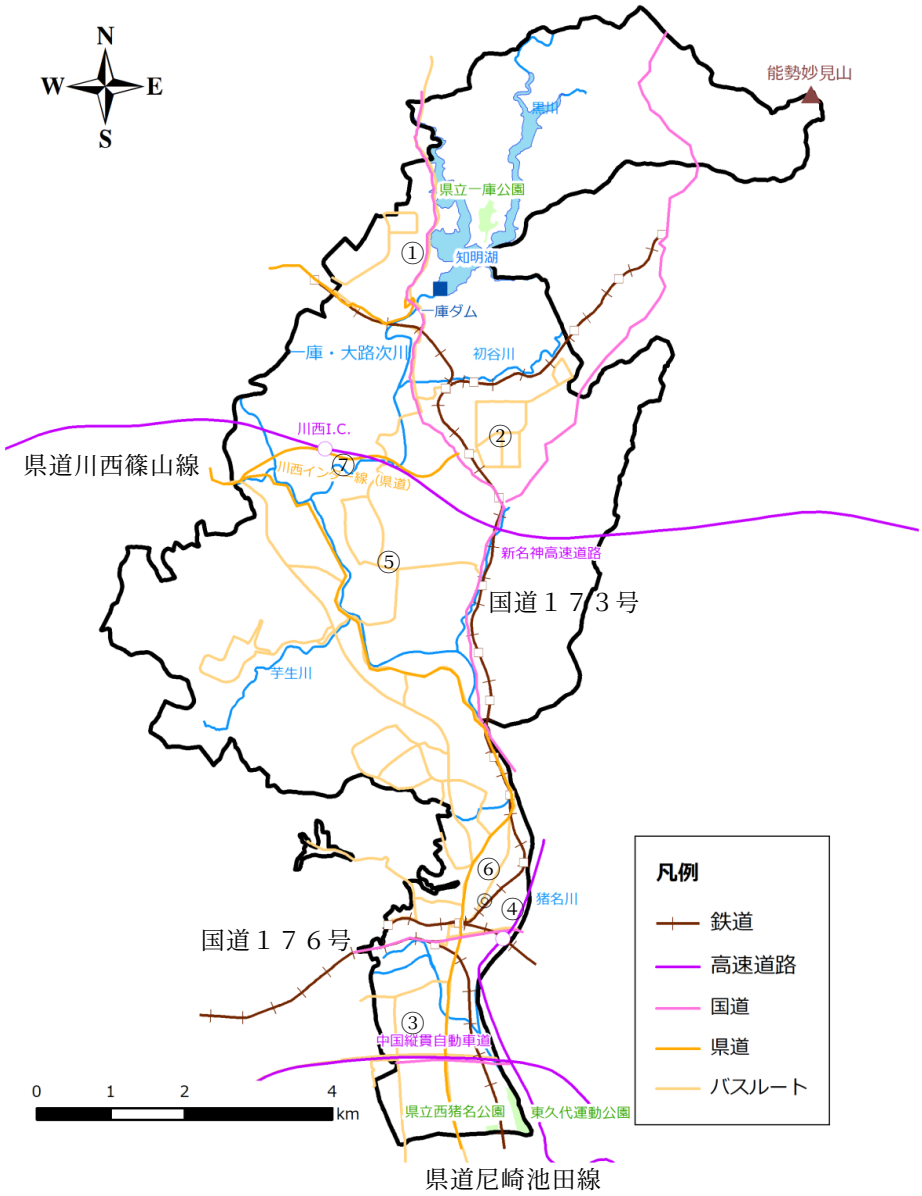

	測定地点名
①	丸山台３丁目
②	大和西４丁目
③	南花屋敷２丁目
④	小戸３丁目
⑤	緑台６丁目
⑥	火打１丁目
⑦	清流台１４番２

【図 7-1　測定地点図】

２．測定地点別の騒音レベル及び環境基準適合状況

令和6年度の騒音測定結果は、すべての地点の昼間及び夜間において、環境基準値に適合しました。

【表 7-8　一般地域における環境騒音測定結果及び環境基準の適否】

24時間測定

地点番号	調査地点名（所在地）	地域類型（用途地域）	測定期間	時間区分	騒音ﾚﾍﾞﾙ (LAeq:dB)	環境基準 (dB)	環境基準適合状況
①	一庫中区配水池	A	12 ／ 5	昼間	48	55	○
	(丸山台3丁目)	(1種低層住居)	～ 12 ／ 6	夜間	35	45	○
②	大和自治会館	A	12 ／ 5	昼間	50	55	○
	(大和西4丁目)	(1種低層住居)	～ 12 ／ 6	夜間	40	45	○
③	文化財資料館	A	12 ／ 5	昼間	54	55	○
	(南花屋敷2丁目)	(2種中高層住居)	～ 12 ／ 6	夜間	39	45	○
④	心身障害者総合福祉センター	B	12 ／ 5	昼間	53	55	○
	(小戸3丁目)	(2種住居)	～ 12 ／ 6	夜間	42	45	○
⑤	川西市緑台老人福祉センター	C	12 ／ 5	昼間	49	60	○
	(緑台6丁目)	(近隣商業)	～ 12 ／ 6	夜間	38	50	○
⑥	シルバー人材センター	B	12 ／ 5	昼間	51	55	○
	(火打1丁目)	(2種住居)	～ 12 ／ 6	夜間	43	45	○
⑦	川西文珠橋局	B	12 ／ 5	昼間	58	70	○
	(清流台)	(市街化調整区域)	～ 12 ／ 6	夜間	56	65	○

注１　⑦川西文珠橋局の地域類型は「B」に該当するが、幹線交通を担う道路に近接するため、道路に面する地域の環境基準を適用する。

【図 7-2　測定の様子（一庫中区配水池）】

【図 7-3　測定の様子（川西文珠橋局）】

第３節　自動車騒音及び道路交通振動の現況

１．測定地点

本市の幹線交通を担う道路の沿道地域における騒音及び振動の現況を把握し、道路に面する地域の環境基準等の適合状況、騒音規制法及び振動規制法に定める要請限度の適合状況を調べるため、令和6年度は、4路線4地点（図7－4）で自動車騒音測定を実施しました。

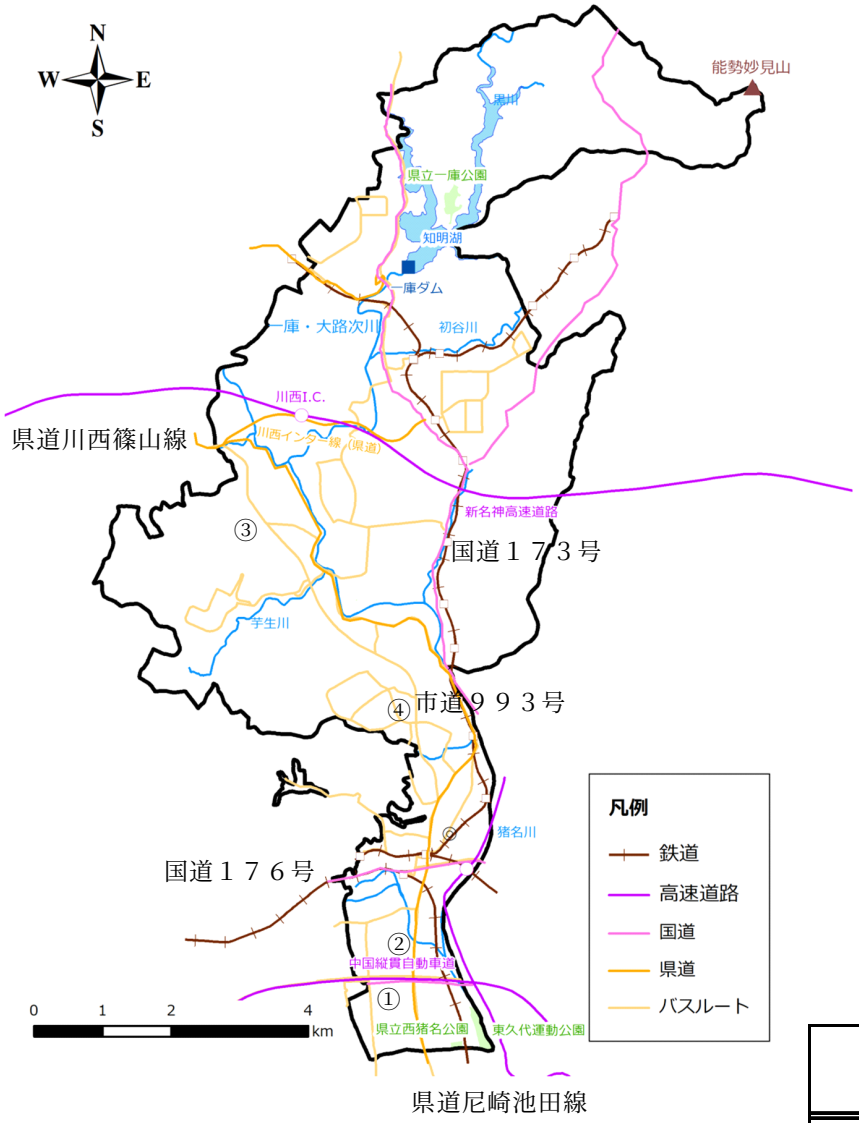

【図 7-4　測定地点図】

	測定地点名	測定項目	
		騒音	振動
①	久代3丁目	●	●
②	加茂5丁目	●	●
③	清和台西3丁目	●	●
④	萩原台西3丁目	●	●

２．測定地点別の自動車騒音レベル及び環境基準適合状況

令和6年度の自動車騒音測定結果は、地点番号①の「昼間」と「夜間」及び地点番号④の「夜間」で、幹線交通を担う道路に近接する空間についての環境基準値に不適合でしたが、次項3のとおり、要請限度は適合しています。その他の地点は、それぞれの時間区分で適合しています。

【表 7-9　令和６年度自動車騒音測定結果及び環境基準の適否】　（L_{Aeq}：dB）

地点番号	測定地点名（所在地）	道路名	測定期間	地域の区分（用途地域）	車線数	時間区分	騒音レベル	環境基準 基準値	環境基準 適否	測定位置
①	久代浄水場前（久代3丁目）	中国縦貫自動車道及び国道176号	12/19～12/20	C地域（準工業）	10	昼間	72	70	×	道路端
						夜間	69	65	×	0 m
②	加茂大気測定室前（加茂5丁目）	県道13号（尼崎池田線）	12/19～12/20	C地域（準工業）	6	昼間	69	70	○	道路端
						夜間	64	65	○	0 m
③	清和台公民館前（清和台西3丁目）	県道12号（川西篠山線）	12/23～12/24	C地域（近隣商業）	4	昼間	65	70	○	道路端
						夜間	59	65	○	0 m
④	萩原台配水場前（萩原台西3丁目）	市道993号	12/23～12/24	A地域（第二種中高層住居）	4	昼間	68	70	○	道路端
						夜間	66	65	×	0 m

注1　上表の環境基準は、「幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値」とする。（この基準値は、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音にかかる基準によることができる。昼間：45dB以下、夜間：40dB以下）

注2　幹線交通を担う道路とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の区間に限る）等をいう。

３．測定地点別自動車騒音レベル及び要請限度適合状況

令和6年度の自動車騒音測定結果では、調査を行った全ての地点及び時間区分で要請限度に適合しています。ただし、要請限度に係る騒音測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとされており、測定条件が満たされていないため測定結果は、あくまでも参考値として取り扱っています。

【表 7-10　令和６年度自動車騒音測定結果及び要請限度との適否】　（L_{Aeq}：dB）

地点番号	測定地点名（所在地）	道路名	測定期間	区域の区分（用途地域）	車線数	時間区分	騒音レベル	要請限度 限度値	要請限度 適否	測定位置
①	久代浄水場前（久代3丁目）	中国縦貫自動車道及び国道176号	12/19～12/20	C地域（準工業）	10	昼間	72	75	○	道路端
						夜間	69	70	○	0 m
②	加茂大気測定室前（加茂5丁目）	県道13号（尼崎池田線）	12/19～12/20	C地域（準工業）	6	昼間	69	75	○	道路端
						夜間	64	70	○	0 m
③	清和台公民館前（清和台西3丁目）	県道12号（川西篠山線）	12/23～12/24	C地域（近隣商業）	4	昼間	65	75	○	道路端
						夜間	59	70	○	0 m
④	萩原台配水場前（萩原台西3丁目）	市道993号	12/23～12/24	A地域（第二種中高層住居）	4	昼間	68	75	○	道路端
						夜間	66	70	○	0 m

注1　上表の要請限度は、「幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例要請限度値」とする。

注2　幹線交通を担う道路とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の区間に限る）等をいう。

４．測定地点別の振動レベル及び要請限度適合状況

令和6年度の道路交通振動測定結果は、地点番号①～④の全ての地点において要請限度以下となっています。

【表 7-11　令和６年度道路交通振動測定結果及び要請限度との適否】　（L_{10}：dB）

地点番号	測定地点名（所在地）	道路名	測定期間	区域の区分（用途地域）	車線数	時間区分	振動レベル	要請限度 基準値	要請限度 適否	測定位置
①	久代浄水場前（久代3丁目）	中国縦貫自動車道及び国道176号	12/19～12/20	第二種区域（準工業）	10	昼間	36	70	○	道路端0ｍ
						夜間	34	65	○	
②	加茂大気測定室前（加茂5丁目）	県道13号（尼崎池田線）	12/19～12/20	第二種区域（準工業）	6	昼間	46	70	○	道路端0ｍ
						夜間	37	65	○	
③	清和台公民館前（清和台西3丁目）	県道12号（川西篠山線）	12/23～12/24	第二種区域（近隣商業）	4	昼間	37	70	○	道路端0ｍ
						夜間	32	65	○	
④	萩原台配水場前（萩原台西3丁目）	市道993号	12/23～12/24	第一種区域（第二種中高層住居）	4	昼間	39	65	○	道路端0ｍ
						夜間	32	60	○	

【表 7-12　振動による影響例】

大きさ	人体に及ぼす影響	震度	気象庁震度階級（振動の大きさのめやす）
90dB	人体に影響が生じ始める	Ⅳ：中震 85～95dB	家屋の振動が激しくすわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人は戸外に飛び出す程度の地震
80dB	産業職場で振動が気になる（8時間振動にさらされた場合）深い眠りに影響が出る	Ⅲ：弱震 75～85dB	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ器内の水面の動くのがわかる程度の地震
70db	浅い睡眠にも影響がある		
60dB	振動を感じ始める	Ⅱ：軽震 65～75dB	大勢のひとに感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかる程度の地震
50dB	ほとんど睡眠に影響はない	Ⅰ：微震 55～65dB	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度の地震
40dB	常時微動	0：無感 55dB未満	人体には感じないで地震計に記録される程度の地震

兵庫県のホームページ「ひょうごの環境」より

５．自動車騒音常時監視（面的評価）

自動車騒音の状況の常時監視は、騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握することにより自動車騒音対策の基礎資料となるように、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して道路に面する地域全体の騒音の状況を把握することを目的としています。この目的のため、いわゆる面的評価という手法が取られます。この面的評価とは、幹線道路に面した地域（道路端から50メートルの範囲）において、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等の戸数の割合を算出して、道路交通騒音の状況を評価しようとするものです。これまでの面的評価の結果は次のとおりです。

【表 7-13　令和６年度自動車騒音常時監視（面的評価）結果】

一連番号	評価の実施年度	評価対象道路		評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長	評価区間全体				
		路線名	車線数				評価対象住居等戸数 a.=b+c+d+e	昼間・夜間とも基準値以下 b	昼間のみ基準値以下 c	夜間のみ基準値以下 d	昼間・夜間とも基準値超過 e
						（km）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）
1	2020	一般国道176号	2	川西市寺畑2丁目17	川西市栄根2丁目7	1.2	374	374	0	0	0
2	2020	一般国道176号	4	川西市栄根2丁目7	川西市小花1丁目7	0.3	175	175	0	0	0
3	2020	一般国道176号	2	川西市小花1丁目7	川西市小花2丁目4	0.8	919	919	0	0	0
4	2020	川西三田線	4	川西市一庫1丁目16	川西市一庫3丁目8	0.6	114	112	0	2	0
5	2020	川西三田線	4	川西市一庫3丁目8	川西市丸山台	0.4	71	71	0	0	0
6	2021	一般国道173号	4	川西市鼓が滝1丁目1	川西市平野2丁目6	1.3	312	312	0	0	0
7	2021	一般国道173号	4	川西市平野2丁目6	川西市平野3丁目1	0.3	78	37	18	0	23
8	2021	一般国道173号	4	川西市平野3丁目1	川西市長尾町4	1.4	60	60	0	0	0
9	2021	一般国道173号	4	川西市長尾町4	川西市見野2丁目8	1.6	481	443	33	0	5
10	2021	一般国道173号	4	川西市見野2丁目8	川西市見野3丁目20	0.4	92	56	9	0	27
11	2021	一般国道173号	4	川西市見野3丁目20	川西市山下町21	0.5	134	129	5	0	0
12	2021	一般国道173号	4	川西市山下町21	川西市一庫	0.9	31	21	6	0	4
13	2022	阪神高速大阪池田線	4	川西市下加茂1丁目1	川西市小花2丁目18	0.5	191	191	0	0	0
14	2022	阪神高速大阪池田線	4	川西市小花2丁目18	川西市小花2丁目4	0.3	225	225	0	0	0
15	2022	阪神高速大阪池田線	4	川西市小花2丁目4	川西市小花2丁目3	0.1	29	29	0	0	0
16	2022	阪神高速大阪池田線	4	川西市小花2丁目3	川西市小戸3丁目24	0.6	320	320	0	0	0
17	2022	一般国道176号	4	川西市加茂4丁目2	川西市加茂4丁目4	0.2	47	38	9	0	0
18	2022	一般国道176号	4	川西市加茂4丁目4	川西市3丁目	0.3	137	121	16	0	0
19	2022	一般国道176号	4	川西市加茂5丁目3	川西市加茂4丁目2	0.2	64	64	0	0	0
20	2023	一般国道176号	4	川西市加茂6丁目10	川西市加茂	0.3	3	3	0	0	0
21	2023	一般国道176号	4	川西市加茂	川西市加茂6丁目2	0.2	13	13	0	0	0
22	2023	尼崎池田線	4	川西市久代2丁目8	川西市久代5丁目	0.7	260	237	3	0	20
23	2023	尼崎池田線	4	川西市加茂6丁目2	川西市久代2丁目8	0.5	75	75	0	0	0
24	2023	尼崎池田線	6	川西市加茂6丁目1	川西市加茂6丁目2	0.4	30	30	0	0	0
25	2023	尼崎池田線	6	川西市下加茂1丁目5	川西市加茂6丁目1	0.7	262	262	0	0	0
26	2023	尼崎池田線	6	川西市栄根2丁目21	川西市下加茂1丁目5	0.2	124	124	0	0	0
27	2023	尼崎池田線	6	川西市栄根2丁目2	川西市栄根2丁目21	0.4	355	355	0	0	0
28	2023	尼崎池田線	6	川西市栄根2丁目1	川西市栄根2丁目2	0.1	39	39	0	0	0
29	2023	尼崎池田線	6	川西市小花1丁目11	川西市栄根2丁目1	0.1	49	49	0	0	0
30	2024	県道川西篠山線	6	川西市小花1丁目11	川西市日高町10	1.0	1051	1051	0	0	0
31	2024	県道川西篠山線	4	川西市日高町10	川西市萩原1丁目7	0.7	221	221	0	0	0
32	2024	県道川西篠山線	4	川西市萩原1丁目7	川西市萩原1丁目16	0.1	22	22	0	0	0
33	2024	県道川西篠山線	4	川西市萩原1丁目16	川西市萩原台東	0.2	51	51	0	0	0
34	2024	県道川西篠山線	4	川西市萩原台東	川西市萩原台西	0.6	192	188	0	0	0
35	2024	県道川西篠山線	4	川西市鶯台2丁目20	川西市錦松台9	0.2	39	39	0	0	0
36	2024	県道川西篠山線	4	川西市錦松台9	川西市西多田2丁目2	0.2	110	110	0	0	0
37	2024	県道川西篠山線	4	川西市西多田2丁目2	川西市西多田1丁目4	0.1	8	8	0	0	0
38	2024	県道川西篠山線	4	川西市萩原台西	川西市錦松台3	0.3	42	38	0	0	0
39	2024	県道川西篠山線	4	川西市錦松台3	川西市錦松台5	0.1	3	3	0	0	0
40	2024	県道川西篠山線	4	川西市錦松台5	川西市鶯台1丁目23	0.1	8	6	0	0	0
41	2024	県道川西篠山線	4	川西市鶯台1丁目23	川西市鶯台2丁目20	0.1	55	53	0	0	0
42	2024	県道川西篠山線	4	川西市西多田1丁目4	川西市西多田1丁目31	0.3	13	13	0	0	0
43	2024	県道川西篠山線	4	川西市多田院西1丁目1	川西市多田院	0.9	11	11	0	0	0
44	2024	県道川西篠山線	4	川西市多田院	川西市清和台東5丁目3	0.2	4	4	0	0	0
45	2024	県道川西篠山線	4	川西市清和台東5丁目3	川西市清和台西1丁目3	1.5	687	687	0	0	0
46	2024	県道川西篠山線	4	川西市西多田1丁目31	川西市西多田1丁目26	0.1	11	11	0	0	0
47	2024	県道川西篠山線	4	川西市清和台西1丁目3	川西市石道	0.6	146	146	0	0	0

第４節　航空機騒音の現況と対策

本市の南部地域は、大阪国際空港から離発着する航空機の航路直下に位置し、昭和39年ジェット機の就航以来、甚大な航空機騒音にさらされ、昭和40年代には、周辺住民から空港を設置管理する国に対し,夜間飛行（夜9時から翌朝7時まで)の差止めと損害賠償を求める公害訴訟が相次いで提起されました。これらの訴訟のうち第1次から第3次訴訟については、昭和56年に最高裁判決が出され、夜間飛行の差止請求は却下されましたが、昭和50年5月までの間の損害賠償請求は認容されました。こうした形で司法の最終判断が示されたことから、第4次から第5次訴訟についても和解の気運が高まり、約1年間にわたる和解手続を経て、昭和59年に裁判上の和解が成立しました。

その後、様々な環境対策に取り組まれたほか、平成6年の関西国際空港の開港に伴い、国際線が同空港へ移転したことなどにより、航空機騒音の一定の軽減が図られたため、平成12年4月から騒音対策区域は中国自動車道以南の地域に縮小されています。（平成21年3月の告示では、川西市の変更はありませんでした。）

１．航空機騒音の現況

本市では、南部地域における航空機騒音の実態を把握し、環境対策の要望などをするため、航空機騒音の測定を行っています。

平成25年度からは、臨時便の運航により、離発着回数が増加する夏と冬の年2回の測定を行っており、平成28年度からは、下表の5地点において、「航空機騒音に係る環境基準」に基づいた、連続7日間の測定を行っています。

【表 7-14　航空機騒音測定地点一覧表】

地点番号	測定地点	所在地	測定日	測定時間
1	摂代会児童遊園地付近	久代5丁目1	R6.8.9 ～R6.8.15 R6.12.28 ～R7.1.3	7:00～21:00
2	川西南中学校	久代3丁目3-1		
3	東久代2丁目公園	東久代2丁目8		
4	県営川西下加茂高層住宅	下加茂2丁目4		
5	加茂会館	加茂3丁目8-8		

※ 網掛け箇所は騒音対策区域外の測定地点

【表 7-15　航空機騒音実態調査の測定結果】

地点番号	機種別騒音パワーレベルの平均（dB）													
	B787		B777		B767		B737		A350		A320		E190	
	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期
1	80.1	78.7	85.4	83.5	79.7	79.3	83.1	82.2	78.5	76.7	83.2	79.7	78.6	79.2
2	70.6	70.0	78.1	75.9	72.6	73.4	75.2	75.2	70.2	69.2	75.0	74.2	72.7	74.4
3	73.0	72.5	80.4	79.1	76.7	76.2	78.4	77.4	73.3	72.8	77.9	77.1	76.8	77.9
4	65.1	65.4	72.2	71.5	70.2	70.1	70.7	71.0	64.5	66.1	70.5	69.0	69.5	70.2
5	64.5	65.6	72.3	71.1	68.5	69.7	70.3	71.3	66.0	64.9	68.6	69.7	67.4	70.0

地点番号	機種別騒音パワーレベルの平均（dB）										WECPNL		Lden（dB）	
	E170		CRJ		DH8		AT46		全機種					
	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期
1	76.2	77.8	76.6	75.5	74.6	75.8	74.2	74.9	80.3	79.2	77	76	63	63
2	76.0	76.3	74.1	72.9	69.3	69.0	72.0	69.4	74.1	73.7	71	71	58	58
3	77.8	78.4	78.8	78.5	71.9	72.5	72.8	72.4	76.9	76.5	74	73	60	60
4	71.4	71.8	69.6	68.9	65.0	64.0	60.5	63.9	69.9	69.8	65	66	53	54
5	70.7	72.3	66.8	67.0	61.6	62.4	61.6	63.4	68.5	69.4	65	66	53	54

※　網掛け箇所は騒音対策区域外の測定地点。

※　WECPNL:加重等価平均感覚騒音レベル、「うるささ指数」とも呼ばれている。単位はなし。

※　Lden:時間帯補正等価騒音レベル、単位はdB。

※　「航空機騒音に係る環境基準について」の一部を改正する告示（平成 19 年環境省告示第 11 号）に基づき、平成 25 年 4 月 1 日に WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）からLden（時間帯補正等価騒音レベル）へ変更されました。WECPNLは、昭和48年から採用されていましたが、騒音測定機器の技術進歩に伴い高度な測定を簡易に行うことができるようになったこと、国際的にもLdenが主流となっていることから変更されました。

【表 7-16　機種名一覧】

B787	ボーイング787	E190	エンブラエル190
B777	ボーイング777	E170	エンブラエル170
B767	ボーイング767	CRJ	ボンバルディアCRJ
B737	ボーイング737	DH8	ボンバルディア　ダッシュ８
A350	エアバス350	AT46	アエロスパシアル
A320	エアバス320		

２．航空機騒音対策

１）発生源対策

①機材の改良

平成7年4月から、新基準（チャプター3）に適合しない航空機の段階的な運航制限を開始し、現在は適合する機種のみの運航となっています。なお、現在はさらに厳しいチャプター4、チャプター14という基準もあり、ボーイング777、エアバスA320等はチャプター4、ボーイング787、エアバスA350、エアバスA320neo等はチャプター14の基準もクリアしています。

※チャプターとは･･･ICAO(国際民間航空機関)が、航空機の離着陸時の騒音についての環境保全基準を主に製造された年代別に定めたもの。国際民間航空条約第16附属書第1巻の章（チャプター）ごとに騒音の基準が規定されている。

②発着回数の上限

大阪国際空港における航空機の発着回数は、昭和47年に最大450回/日でしたが、段階的な制限がなされ、昭和49年に410回、昭和50年に400回、昭和52年から370回/日（うちジェット機枠200回、プロペラ機枠170回）が上限とされています。平成18年4月からは、3発及び4発機の規制によりジャンボ機の発着がなくなりました。平成25年3月には、需要が低かったプロペラ機枠を段階的に低騒音機枠（プロペラ機と同等程度以下の騒音の機材）に変更する取り組みが進められ、近年の発着回数は、上限の370回/日に達しています。

③運航面における措置

- 発着時間

  大阪国際空港では、午後9時から翌日午前7時までの間に離発着する航空ダイヤの設定は認められていません。

- 騒音軽減運航方式

  離陸機が通過する地域における騒音範囲の拡大を防止するため、優先飛行経路が定められているほか、騒音軽減運航方式（急上昇方式など）を採用し、騒音の軽減が図られています。

④航空機騒音の監視

現在、大阪国際空港を運営している関西エアポート株式会社は、飛行経路にあたる市立久代小学校をはじめ、周辺市の10カ所に設置された航空機騒音監視装置で航空機騒音を常時監視しています。

２）空港周辺対策

空港周辺においては、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」等に基づき、民家防音工事等（更新工事）の助成が行われています。

【表 7-17　航空機騒音に係る民家防音工事等実績数】

単位：民家防音工事(件数)　更新工事(台数)

	民家防音工事	更新工事①	更新工事②	更新工事③	更新工事④	告示日後			
						民家防音工事	更新工事①	更新工事②	更新工事③
昭和49年～平成24年6月30日	6,804	5,119	2,563	10		342	510	0	
平成24年7月1日～平成28年3月31日	0	15	64	131		0	13	40	
平成28年4月1日～令和7年3月31日	0	10	60	183	28	0	20	132	1
合　　計	6,804	5,144	2,687	324	28	342	543	172	1

※　実績数値については、平成 24 年 6 月 30 日までは（独）独立行政法人空港周辺整備機構、平成 24 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までは、新関西国際空港㈱、平成 28 年 4 月以降は、関西エアポート㈱が集計
※　更新工事④については、令和 4 年度から受付開始
※　更新工事③（告示日後）については、令和 5 年度から受付開始。

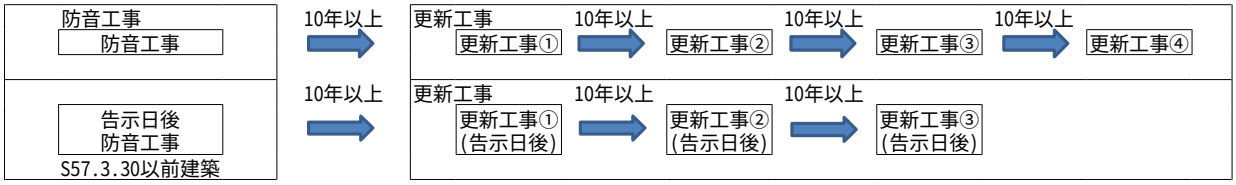

【図 7-5　防音工事と更新工事の流れ】

３．航空機騒音に係る環境基準

航空機騒音公害防止のための施策の目標となる「航空機騒音に係る環境基準」は、次のように定められています。

【表 7-18　航空機騒音に係る環境基準】

地域の類型	基準値	
	H25.3.31まで 指標：WECPNL	H25.4.1以降 指標：Lden
Ⅰ	70以下	57dB以下
Ⅱ	75以下	62dB以下

※　Ⅰをあてはめる地域は専ら住居用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

第５節　騒音・振動防止対策

１．法律・県条例に基づく規制等

工場･事業場から発生する騒音･振動を規制する法令として、騒音規制法、振動規制法、兵庫県の環境の保全と創造に関する条例があります。

これらの法令では、生活環境を保全するための地域を定め、この地域内の政令等で定める施設（特定施設）を設置している工場･事業場（特定工場等）を対象として届け出義務を課す等の規制を行っています。工場･事業場には規制基準の遵守義務が課せられており、そこから発生する騒音や振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認められる場合は、改善勧告や命令等ができることになっています。

また、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生するものには特定建設作業として政令等で定められており、当該作業の実施に当たっては事前の届出が必要となっています。特定建設作業は、日曜日、その他の休日及び夜間は原則として禁止されています。

カラオケなど深夜営業騒音については、兵庫県の環境の保全と創造に関する条例第63条及び同条例施行規則第19条において、深夜における騒音の防止を図る必要がある区域であって、知事が指定する区域内においては、午後11時から翌日の午前6時までの間にカラオケなどの音響機器の使用を制限しています。

１）特定施設及び特定建設作業による騒音・振動の規制基準

工場･事業場等に適用される騒音や振動の規制基準は、工場･事業場等の敷地境界線上の騒音や振動の大きさについて区域別、時間帯別に定められています。また、特定建設作業の規制基準は建設現場の敷地境界線上での騒音･振動の大きさがそれぞれ定められています。基準値については以下のとおりです。

【表 7-19　騒音の特定施設を有す工場、事業場に関する時間及び区域区分ごとの規制基準】

時間区分 ＼ 区域区分	昼　　間	朝　　夕	夜　　間
	午前 8 時～午後 6 時	午前 6 時～午前 8 時 午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～ 翌日午前 6 時
第 1 種区域	50dB	45dB	40dB
第 2 種区域	60dB	50dB	45dB
第 3 種区域	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	70dB	70dB	60dB

【備考】 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 50 ㍍の区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベル減じた値とする。

【表 7-20 振動の特定施設を有する工場、事業場に関する時間及び区域区分の規制基準】

区域の区分＼時間の区分	昼　　間	夜　　間
	午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～翌日午前 8 時
第 1 種区域	60dB	55dB
第 2 種区域	65dB	60dB

〔備考〕第 1 種区域又は第 2 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 50 ㍍の区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベル減じた値とする。

【表 7-21 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準】

		騒音の基準	振動の基準	適用除外
騒音又は振動の大きさ	基準値	85dB	75dB	―
	測定位置	敷地境界		
作業時間	1 の区域	午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内でないこと		イロハニ
	2 の区域	午後 10 時～翌日午前 6 時の時間内でないこと		
1 日当たりの作業時間	1 の区域	10 時間を超えないこと		イロ
	2 の区域	14 時間を超えないこと		
作業期間		連続して 6 日を超えないこと		イロ
作 業 日		日曜日その他の休日でないこと		イロハニホ

【区域の内容及び適用除外については下記参照】

適　用　除　外	
イ	災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
ロ	人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
ハ	鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
ニ	道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
ホ	変電所の変更工事で必要な場合

区域の区分	騒音規制法に基づく区域	都市計画法の区域のめやす
1 の区域	第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域
	第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
	第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲概ね 80 ㍍の区域	工業地域
2 の区域	第 4 種区域のうち 1 の区域以外の区域	

２）特定施設に係る届出状況

令和6年度の法律及び県条例に基づく特定施設の設置等の届出状況は次のとおりです。

【表 7-22　令和６年度特定施設に係る届出状況】

届出の種類		騒音規制法	振動規制法	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	
				騒音	振動
設　置		6	1	5	1
使　用					
変更	種類ごとの数			1	
	防止の方法				
	使用の方法				
氏名等の変更		2	2	3	2
承　継					
廃　止		2	1	2	1
合　計		10	4	11	4

3）特定建設作業に係る届出状況

令和6年度の法律及び県条例に基づく特定建設作業の届出状況は次のとおりです。

【表 7-23　令和６年度特定建設作業に係る届出状況】

区分		建設作業の種類	届出件数
騒音	騒音規制法	くい打ち機等を使用する作業（アースオーガー併用を除く）	3
		びょう打機を使用する作業	
		さく岩機を使用する作業	174
		空気圧縮機を使用する作業	7
		コンクリートプラント等を設けて行う作業	
		掘削機械を使用する作業	7
	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	くい打ち機等を使用する作業（アースオーガー併用の場合）	2
		掘削機械を使用する作業	483
		建物の解体・破壊作業	66
	小　計		742
振動	振動規制法	くい打ち機等を使用する作業	3
		鋼球を使用して行う建築物・工作物の解体・破壊作業	
		舗装版破砕機を使用する作業	1
		ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業	133
	小　計		137
合　計			879

２．生活騒音の防止

クーラーなどの設備機器を「低騒音型のものにする」「設置場所を民家から離したりする」音源対策や「扉、窓などを防音型のものにする」受音対策、「ピアノ、ステレオなどの楽器や音響機器」には音量の調節･使用時間の考慮･防音室の設置など生活騒音の低減･防止方法があります。生活騒音に対する苦情等の発生の背景には、音の大きさのみならず近隣関係に左右されやすいという心理的要因が強く働いていることもあるので、コミュニケーションを良好に保ち、お互いに気配りを行うことなどが望まれています。

第８章　悪臭

悪臭は、人の感覚を直接刺激し、快適な生活環境を損なうものとして、従来から問題となっています。産業の発展、市街地の拡大等により住民の日常生活に身近な公害として、悪臭問題が全国的に取り上げられた状況を受け、昭和47年に悪臭防止法（昭和46年法律第91条）が施行されました。工場及び事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制等を行うことにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

また、兵庫県内では、兵庫県環境の保全と創造に関する条例による規制も適用されています。

悪臭防止法による規制

① 敷地境界線における規制物質（22物質）
② 煙突等の気体排出施設から排出される排出口における規制物質（13物質）
③ 排出水における規制物質（4物質）

【表 8-1　悪臭物質の排出形態別規制の一覧】

物　質　名	① 敷地境界線の規制	② 気体排出口の規制	③ 排出水の規制
アンモニア	○	○	
メチルメルカプタン	○		○
硫化水素	○	○	○
硫化メチル	○		○
二硫化メチル	○		○
トリメチルアミン	○	○	
アセトアルデヒド	○		
スチレン	○		
ノルマル酪酸	○		
イソ吉草酸	○		
ノルマル吉草酸	○		
プロピオン酸	○		
プロピオンアルデヒド	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド	○	○	
イソブチルアルデヒド	○	○	
ノルマルバレルアルデヒド	○	○	
イソバレルアルデヒド	○	○	
イソブタノール	○	○	
酢酸エチル	○	○	
メチルイソブチルケトン	○	○	
トルエン	○	○	
キシレン	○	○	

【表 8-2 敷地境界線における悪臭物質の規制基準及び物質の主要発生事業場等】

物質名［化学式］	におい	主な発生源	地域	規制基準値（ｐｐｍ）
アンモニア [NH_3]	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等	一般 順応	1 5
メチルメルカプタン [CH_3SH]	腐ったたまねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等	一般 順応	0.002 0.01
硫化水素 [H_2S]	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等	一般 順応	0.02 0.2
硫化メチル [$(CH_3)_2S$]	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等	一般 順応	0.01 0.2
二硫化メチル [CH_3SSCH_3]			一般 順応	0.009 0.1
トリメチルアミン [$(CH_3)_3N$]	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等	一般 順応	0.005 0.07
アセトアルデヒド [CH_3CHO]	青ぐさい刺激臭	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等	一般 順応	0.05 0.5
スチレン [$C_6H_5CH=CH_2$]	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP 製品製造工場等	一般 順応	0.4 2
ノルマル酪酸 [$CH_3(CH_2)_2COOH$]	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等	一般 順応	0.001 0.006
イソ吉草酸 [$(CH_3)_2CHCH_2COOH$]	むれたくつ下のにおい		一般 順応	0.001 0.01
ノルマル吉草酸 [$CH_3(CH_2)_3COOH$]			一般 順応	0.0009 0.004
プロピオン酸 [CH_3CH_2COOH]	すっぱいような刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場等	一般 順応	0.03 0.2
プロピオンアルデヒド [CH_3CH_2CHO]	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等	一般 順応	0.05 0.5
ノルマルブチルアルデヒド [$CH_3(CH_2)_2CHO$]			一般 順応	0.009 0.08
イソブチルアルデヒド [$(CH_3)_2CHCHO$]			一般 順応	0.02 0.2
ノルマルバレルアルデヒド [$CH_3(CH_2)_3CHO$]	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい		一般 順応	0.009 0.05
イソバレルアルデヒド [$(CH_3)_2CHCH_2CHO$]			一般 順応	0.003 0.01
イソブタノール [$(CH_3)_2CHCH_2OH$]	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等	一般 順応	0.9 20
酢酸エチル [$CH_3CO_2C_2H_5$]	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	一般 順応	3 20
メチルイソブチルケトン [$CH_3COCH_2CH(CH_3)_2$]			一般 順応	1 6
トルエン [$C_6H_5CH_3$]	ガソリンのようなにおい		一般 順応	10 60
キシレン [$C_6H_4(CH_3)_2$]			一般 順応	1 5

【表 8-3　地域の区分ごとの該当地域】

地域の区分	該当地域
順応地域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第８条第１項第１号の規定により定められた工業地域、工業専用地域及び農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第８条第２項第１号の規定により定められた農用地区域
一般地域	順応地域以外の地域

第９章　ダイオキシン等の新たな化学物質問題

第１節　ダイオキシン類

１．ダイオキシン類

ダイオキシン類は、塩素含有物質の不完全燃焼や、薬品類合成の際に意図しない副生成物として発生する物質です。発生源は、廃棄物焼灼処理過程、金属精錬施設、自動車の排出ガス、たばこの煙などから発生するほか、山火事や火山活動などによっても発生します。ダイオキシン類は分解しにくく、健康影響も大きい化学物質であり、大気中に排出されたダイオキシン類が付着した粒子等が地表に達することにより、土壌や水を汚染し、さらに、食物連鎖を通してプランクトンや魚介類などの生物にも蓄積されていくと考えられています。

このように社会的関心の高まりから、平成12年1月に大気、水質（底質含む。）及び土壌の環境基準や排出ガス及び排出水の排出基準並びに汚染土壌に関する措置等を定めた「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行されました。

２．環境基準等

①耐用一日摂取量（Tolerable Daily Intake：TDI）

生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日あたりの摂取量

TDI　人の体重1kg当たり　4pg-TEQ

②環境基準

【表 9-1　ダイオキシン類に係る環境基準】

媒　　体	基　　準　　値	測　定　方　法
大　　気	0.6pg-TEQ/㎥以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水　　質 （水底の底質を除く）	1pg-TEQ/㍑以下	日本産業規格Ｋ0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/㌘以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土　　壌	1,000pg-TEQ/㌘以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

【備考】

1　基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2　大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

3　土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に２を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

4　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が、250pg-TEQ/㌘以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

注１　大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注２　水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注３　水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用（平成 14 年９月）する。

注４　土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

２．本市域でのダイオキシン類の測定

本市域では、兵庫県により平成19年度までは毎年、20年度以降は隔年で大気中のダイオキシン調査が行われてきていましたが、平成24年度以降は調査されていません。

３．県下のダイオキシン類の測定状況

兵庫県では、全県的なダイオキシン類の環境濃度を継続して監視するため、大気、水質、底質で調査を行っています。令和６年度の測定結果は次のとおりです。（「令和６年度大気･水質等常時監視結果」より。）

（１）大気

地点で測定を行い、ダイオキシン類の大気環境基準（年平均 0.6pg-TEQ/㎥）を達成しており、近年、低濃度で推移しています。

（２）水質

河川2地点及び海域2地点で調査を行い、全ての地点でダイオキシン類の水質環境基準（1pg-TEQ/L）を達成しています。

（３）底質

河川2地点及び海域2地点で調査を行い、全ての地点でダイオキシン類の底質環境基準（150pg-TEQ/g）を達成しています。

第２節 外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）とは、“動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質”を意味します。化学物質が内分泌系を攪乱する作用が人の健康や野生生物に及ぼす影響については、科学的に未解明な点が多いものの、世代を越えた影響をもたらすおそれがある重要な課題として内外の関心を集めてきました。この内分泌攪乱作用問題については、国において関係府省が連携して、環境中濃度の実態把握、試験方法の開発、生態系影響やヒト健康影響等に関する科学的知見を集積するための調査研究を、OECD における活動を通じた多国間協力や2国間協力など国際的に協調して実施されています。

これまでの調査研究においては、魚類に対して、環境中の濃度を考慮した濃度で、4-ノニルフェノール（分岐型）、4-tert-オクチルフェノール、ビスフェノールA 及びジクロロジフェニルトリクロロエタン（o,p’-DDT）の4物質について、内分泌攪乱作用を有することが推察されましたが、哺乳類に対しては、ヒト推定暴露量を考慮した用量での明らかな内分泌攪乱作用が認められた物質は見つかりませんでした。

その後、「化学物質の内分泌攪乱作用に関する環境省の今後の対応方針について－ExTEND2005－」に基づき、野生生物の観察、環境中濃度の実態の把握及び暴露の測定、基盤的研究の推進、影響評価並びに情報提供及びリスクコミュニケーションの推進といったより一層幅広い取組を進められ、これを引き継ぐ形で平成22年7月には「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－EXTEND2010－」、平成28年6月には同EXTEND2016を策定しました。さらに、令和4年10月には同EXTEND2022を策定し、EXTEND2016の枠組みを踏襲しつつ所要の改善や新たな要素を加えた上で、2030年（令和12年）を見据えた新たなプログラムを構築し、内分泌かく乱作用に関する検討を着実に進めるとしています。

第３節 アスベスト

アスベストは、天然の繊維状の鉱物で「石綿」とも呼ばれています。化学薬品に強く、断熱性や防音性に優れているため、建物の壁の吹き付けや建材として多用されてきたが、繊維を吸い込むと肺などに刺さり、健康被害が問題となっています。平成18年9月1日より、石綿及び石綿をその重量の0．1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されております。

令和10年にピークを迎えると言われているアスベスト含有建材使用建築物の解体･改修時におけるアスベストの大気中への飛散防止に関係所管連携して努めております。

第４節 香害

香害とは、合成洗剤や柔軟剤等に含まれる合成着色料などの化学物質により引き起こされる健康障害のことを意味します。香害が原因となって化学物質過敏症を発症する人もいます。

【図9-1 5省庁連名香害啓発ポスター】

出典:消費者庁ウェブサイト
(https://www.caa.go.jp/notice/entry/034017/)

【図9-2 川西市保健センター 化学物質過敏症ポスター】

詳細は市ホームページをご覧下さい
(https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/fukushi_kaigo/1017482/1009132.html)

第１０章　公害防止計画

兵庫県公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しいか、人口及び産業の急速な集中で公害が著しくなるおそれがあり、公害防止対策を講じる必要がある地域において、同法第18条で地方公共団体や事業者が公害防止に関する事業及び施策を推進するものとしています。

１．公害防止計画策定状況

【表 10-1　兵庫地域公害防止計画策定状況】

計画期間（年度）								
昭和			平成					令和
47 ～ 51	52 ～ 56	57 ～ 61	62 ～ 3	4 ～ 8	9 ～ 13	14 ～ 18	19 ～ 22	23～ 3
◀┈┈┈	┈┈┈	┈┈┈	┈┈┈	┈┈┈	┈┈┈	┈┈┈	┈┈┈▶	◀━━━▶

(1) 本表は現行計画を整理したものである。
旧計画 ◀┈┈┈▶　現行計画期間（平成 23 年度策定：令和 3 年度まで）◀━━▶
(2) 地域の範囲（7 市）：川西市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市
(3) 策定年月日　平成 24 年 3 月 23 日

２．兵庫地域公害防止計画の主要課題に対する対策

（１）　自動車交通公害対策

① 自動車単体対策の推進
② 車種規制の実施
③ ディーゼル自動車等運行規制の実施
④ 低公害車等の普及促進
⑤ 交通需要の調整･低減
⑥ 交通流対策の推進
⑦ 道路構造等対策
⑧ 調査･測定
⑨ 普及啓発活動の推進

(2)　海域の水質汚濁対策

① 水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守徹底
② 水質総量削減計画の推進
③ 流出油等対策

※詳しくは兵庫県策定の「兵庫地域公害防止計画（平成24年3月）」をご覧ください。
（URL：https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/application/files/8514/7001/8809/201203keikaku.pdf）

第１１章　公害の苦情

公害に関する苦情は、地域住民の生活に密着した問題であり、適切な処理に努めなければならない重要な業務です。このような観点から、市では関係行政機関と連携を密にとりつつ、苦情や相談に対し現場調査、指導及び助言に努めています。

令和6年度に本市で対応した公害苦情総件数は44件で、令和5年度より減少しました。

令和5年度と比較し、大気汚染、水質汚濁、騒音、その他に関する苦情が減少し、振動、悪臭に関する苦情が増加しました。

【表 11-1　公害苦情件数の経年変化】　（単位：件）

年度	合計	計	典型7公害							その他
			大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	典型7公害以外
令和2年度	66	59	29	0	0	25	0	0	5	7
令和3年度	62	58	24	5	0	19	4	0	6	4
令和4年度	63	57	27	3	0	20	3	0	4	6
令和5年度	63	56	23	5	0	25	1	0	2	7
令和6年度	44	43	10	3	0	24	2	0	4	1

(注1) 一つのお問合せに複数項目ある場合は、それぞれの項目でカウントしています。

(注2) 野焼きは、大気汚染に分類しています。

(注3) 空き宅地の草木の繁茂は、公害苦情件数に含めていません。

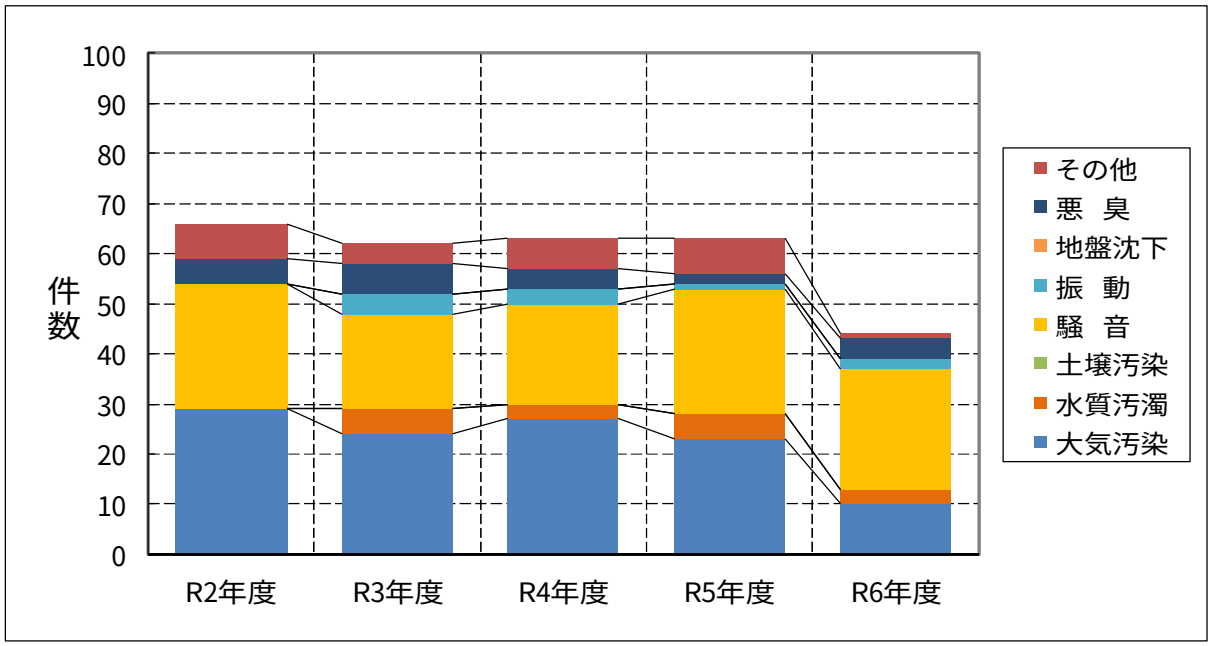

【図 11-1　公害苦情件数の経年変化】

発　　行

川西市　市民環境部
環境政策課
令和7年9月

〒666-8501
川西市中央町12番1号
☎　072-740-1202

この冊子は市役所内で印刷しています